

令和元年度外務省 ODA 評価

女性のエンパワーメント推進にかかる ODA
の評価
(第三者評価)

報告書

令和 2 年 3 月

評価主任: 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授

山形 辰史

アドバイザー: 明治学院大学国際平和研究所研究員

齋藤 百合子

株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

はしがき

本報告書は、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングが、令和元年度に外務省から実施を委託された「女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の評価」について、その結果を取りまとめたものです。

日本の政府開発援助(ODA)は、1954 年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図るとの観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査では、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる援助政策全般をレビューし、日本政府による今後のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発援助政策立案、及び効果的・効率的な実施の参考とするための教訓を得て提言を行うこと、さらに評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本件評価は、評価主任(立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部 山形辰史教授)、アドバイザー(明治学院大学 国際平和研究所 齋藤百合子研究員)、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングで構成される評価チームが実施しました。評価主任である山形教授には、評価作業全体を総括・指導いただき、アドバイザーの齋藤研究員には、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進についての専門家として、適切な調査・分析、報告書作成に当たって必要な助言をいただきました。また、国内調査及び現地調査の際には、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、現地 ODA タスクフォース関係者はもとより、現地政府機関や各ドナー、NGO 関係者など、多くの関係者からもご協力をいただきました。ここに心から謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件評価チームによるものであり、日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

令和 2 年 3 月

株式会社 コーエイリサーチ&コンサルティング

令和元年度 ODA 評価「女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の評価」
目次

はしがき
目次
地図

第 1 章 評価の実施方針	1
1-1 評価の背景と目的	1
1-2 評価の対象	1
1-3 評価の枠組み	2
1-4 評価の手順	4
1-5 評価の実施体制	4
第 2 章 評価対象の概要	5
2-1 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる国際的潮流	5
2-1-1 主要国首脳会議(G7 サミット), G20 での議論と当該分野の国際的枠組み	5
2-1-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における他援助機関の動向 ...	5
2-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における日本の取組	7
2-2-1 ODA 上位政策におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進の方針	7
2-2-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策	7
2-2-3 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための日本の支援約束	8
第 3 章 評価結果	9
3-1 開発の視点からの評価	9
3-1-1 政策の妥当性	10
3-1-2 結果の有効性	16
3-1-3 プロセスの適切性	26
3-2 外交の視点からの評価	35
3-2-1 外交的な重要性	36
3-2-2 外交的な波及効果	37
第 4 章 提言	39

キルギス地図



出所: <https://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/kyrgysta.pdf>

外貨交換レート

米ドル	USD1 = JPY108.692000
キルギス・ソム(KGS)	KGS1 = JPY1.557570

出典: JICA 月次レート(2019年8月)

主要な用語解説¹

用語	解説
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方，社会通念や慣習の中には，社会によって作り上げられた「男性像」，「女性像」があり，このような男性，女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は，それ自体に良い，悪いの価値を含むものではなく，国際的にも使われています。</p>
ジェンダー主流化	<p>あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため，全ての政策，施策及び事業について，ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブにおいては，開発におけるジェンダー主流化を，「全ての開発政策や施策，事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち，全ての開発政策，施策，事業の計画，実施，モニタリング，評価のあらゆる段階で，男女それぞれの開発課題やニーズ，インパクトを明確にしていくプロセス」と定義しています。</p> <p>なお，「ジェンダーと開発(GAD: Gender and Development)」とは，開発におけるジェンダー不平等の要因を，女性と男性の関係と社会構造の中で把握し，両性の固定的役割分担や，ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチのことです。</p>
ナショナル・マシーナリー(国内本部機構)	<p>女性の地位向上に向けて総合的な施策を進めるための組織のことです。第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領には次のように定義されています。「女性の地位向上のための国内本部機構は，政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は，政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。」</p>

出典：内閣府男女共同参画推進室 ウェブサイトより一部抜粋

¹ 内閣府男女共同参画推進室(用語集)http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html

第1章 評価の実施方針

【評価実施体制】

(1) 評価チーム:

- 評価主任 山形 辰史 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授
- アドバイザー 齋藤 百合子 明治学院大学国際平和研究所研究員
- コンサルタント (株)コーエイリサーチ&コンサルティング

(2) 評価対象期間:2013年～2018年

(3) 評価実施期間:2019年7月～2020年3月

(4) 現地調査国:キルギス共和国及びケニア共和国

【評価の背景・対象・目的】

日本は、開発協力のあらゆる段階における女性の参画促進及び開発からの男女公正な裨益に取り組むことを表明し、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の下ODAを実施してきた。本評価はジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA政策について包括的に評価し、今後のODA政策の立案や実施のための教訓を引き出し、提言を行うとともに、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを主な目的としている。

1-1 評価の背景と目的

日本の国際貢献の主要な柱である政府開発援助(ODA)には、国際的にも国内的にも、より質の高い効果的かつ効率的な援助の実施が求められており、外務省ではODA評価の充実を通じた改善に努めている。

日本は、「ODA大綱」(2003年～2015年)から引き継がれた「開発協力大綱」(2015年～)において、開発協力のあらゆる段階における女性の参画促進及び開発からの男女公正な裨益に取り組むことを表明している。これら大綱の理念の実現に向け、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策が発表された。ODA大綱の下策定された政策が「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」(2005年～2015年)、「開発協力大綱」の下策定された政策が「女性の活躍推進のための開発戦略」(2016年)である。かかる状況下、本評価は以下を目的として実施された。

- ◆ これら政策の下で2013年～2018年に実施されてきた、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA政策について包括的に評価し、今後のODA政策の立案や実施のための教訓・提言を行う。
- ◆ 2020年以降に改定が予定されている「女性の活躍推進のための開発戦略」に有益な教訓を抽出し、提言を行う。
- ◆ 評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに評価結果をフィードバックする。

1-2 評価の対象

本評価の対象は、上述の「GADイニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」とこれらの政策の下実施された日本の支援である。具体的には、以下の期間、重

点分野の支援を対象とした。

図表 1 評価対象期間、支援

期 間	重点分野	支援約束
2013 年～2015 年	(1)女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化 (2)女性を対象とする保健医療分野の取組強化 (3)平和と安全保障分野における女性の参画と保護	30 億米ドル超
2016 年～2018 年	(1)女性と女児の権利の尊重 (2)能力発揮のための基盤の整備 (3)政治・経済・公共分野における女性のリーダーシップ向上	30 億米ドル超

出典：外務省ウェブサイトを参照し、評価チーム作成

ただし、連続性のある支援が行われているケースなど、上記年度以前に開始し、2018 年度以降も継続中の事業については、必要に応じて評価対象として取り上げた。

本評価では、文献調査の他、日本及び海外での聞き取り調査も行った。海外での聞き取り調査対象国は、地場産業振興支援や農業を通じた、女性の経済的エンパワーメントに資するジェンダー活動統合案件²の好事例が確認されていることから、キルギス共和国(以下キルギス)とケニア共和国(以下ケニア)とした。

1-3 評価の枠組み

評価を行うにあたり、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策や、その上位政策の関係性や重点課題を整理した。

その後、外務省「ODA 評価ガイドライン第 12 版(2019 年 6 月)」に則り、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策目標を整理した上で、開発の視点からの評価(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)及び外交の視点からの評価(外交的な重要性、外交的な波及効果)を実施した。主な評価項目は図表 2 のとおりである。

図表 2 本評価の枠組み概要

開発の視点からの評価	政策の妥当性	1. 国際的な援助潮流との整合性 2. 日本の上位政策及び関連政策との整合性 3. 被援助国の開発ニーズとの整合性 4. 日本の優位性
	結果の有効性	1. 日本のODA実績(インプット) 2. 投入の結果生み出された成果(アウトプット) 3. 政策の重点課題に対する短・中・長期的効果(アウトカム)
	プロセスの適切性	1. 策定プロセス 2. 政策に基づくODA実施プロセス 3. モニタリング・評価 4. パートナー連携 5. 情報公開・広報
外交の視点からの評価	外交的な重要性	二国間及び国際社会における外交的意義
	外交的な波及効果	二国間及び国際社会との関係における波及効果、国益への貢献

出典：評価チーム作成

² 外務省・JICA は、OECD-DAC で定められたジェンダー案件分類に基づき案件を分類している。JICA が定めるジェンダー案件の分類、定義は下記のとおりである。

(1)ジェンダー平等主目的案件：

(ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件：ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援及び行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援(人材育成を含む)を主目的とする案件。

(イ) 女性を主な裨益対象とする案件：女性を主な裨益対象として、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。

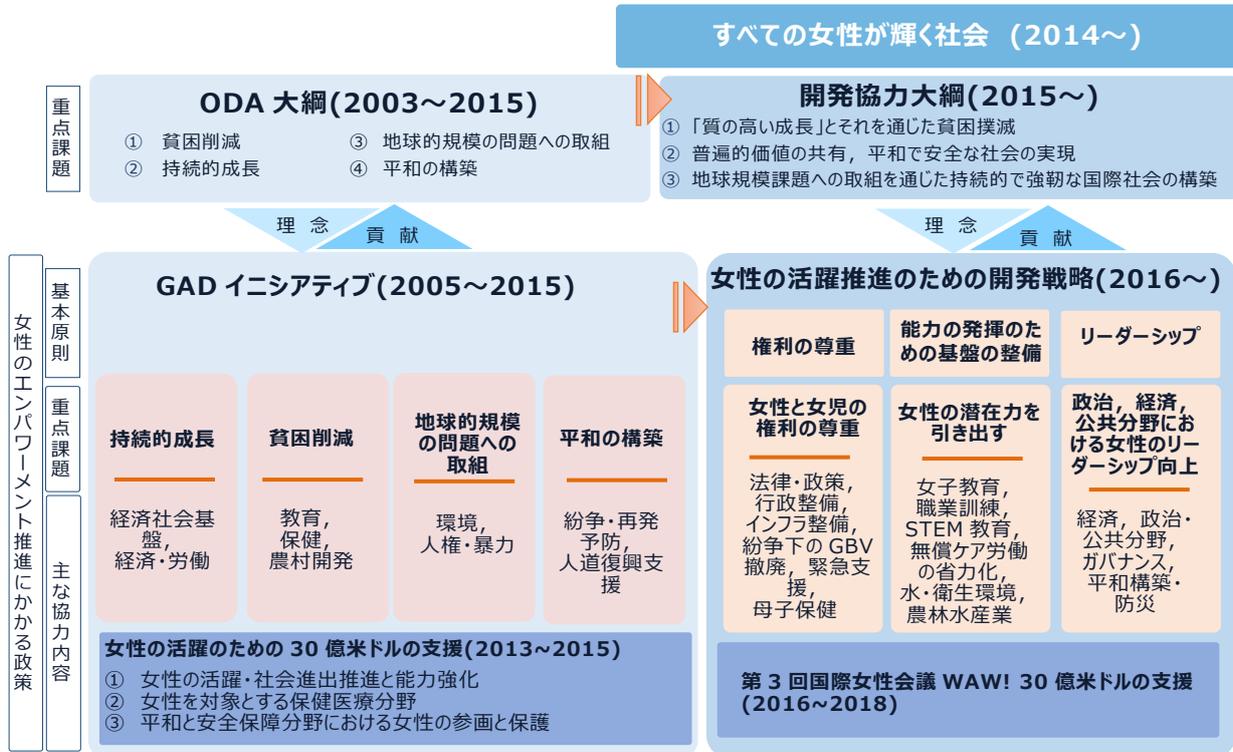
(2) ジェンダー活動統合案件：プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組を明示的に組み入れている案件。

出典：JICA 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室収集資料より

(1) ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策目標の整理

これまでのジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策及びその上位政策である「ODA 大綱」や「開発協力大綱」の関係性や重点課題を把握するために、評価対象期間における関連政策を、図表 3 に示す目標体系図の形に整理した。

図表 3 目標体系図



出典:評価チーム作成

(2) 開発の視点からの評価(検証項目は別冊参照)

(ア) 政策の妥当性

評価対象となる政策が、国際的な援助潮流や日本の上位政策(「ODA 大綱」, 「開発協力大綱」など)及び関連政策, 被援助国の開発ニーズとの整合性があるかを評価した。さらに政策が日本の優位性を活かす協力方針を示しているかといった視点からも評価を行った。

(イ) 結果の有効性

評価対象となる政策に基づいて実施されてきた日本の ODA 実績とその投入の結果生み出された成果を確認・分析し, 政策の重点課題に対する短・中・長期的効果を検証した。評価に当たっては, 貢献度が極力定量的に確認できるよう努めたが, 実績値の入手が一部困難であったため, 定性的なデータを活用し評価を行った。

(ウ) プロセスの適切性

政策策定プロセスや, 政策に基づく ODA 実施プロセス, モニタリング・評価の適切性, パートナー連携, 情報公開・広報実施状況などを整理し, 評価を行った。

(3) 外交の視点からの評価(検証項目は別冊参照)

国民への説明責任に基づく国益への貢献度合いとして、外交的な重要性と外交的な波及効果(二国間及び国際社会における外交的意義と波及効果)について定性的に評価した。

(4) 評価結果のレーティング

開発の視点からの評価結果については、「ODA 評価ガイドライン(第 12 版)」のレーティング基準表を参照のうえ、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の3つの評価項目各々について、レーティングを行った³。なお、外交の視点からの評価については、外部要因も大きく、本調査を通じて得られた事実関係と評価結果との間の直接的な因果関係の特定が困難なケースも多いことから、レーティングは行わず、「ODA 評価ガイドライン(第 12 版)」に記載された「『外交の視点からの評価』の目的」及び「『国益』の内容」に留意し検証を行うに留めた。

1-4 評価の手順

本評価の実施手順は図表 4 のとおり。国内文献調査、国内聞き取り調査、在外公館に対するアンケート調査⁴、ケーススタディ国での現地調査をふまえ、評価分析した(現地調査日程は別冊参照)。

図表 4 評価の実施手順



出典：評価チーム作成

1-5 評価の実施体制

本評価は、以下に構成される評価チームによって実施された。

評価主任	山形 辰史	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授
アドバイザー	齋藤 百合子	明治学院大学国際平和研究所研究員
コンサルタント	井川 真理子	(株)コーエイリサーチ&コンサルティング
	池野 雅文	(株)コーエイリサーチ&コンサルティング
	盛田 詩子	(株)コーエイリサーチ&コンサルティング
	小林 麗美	(株)コーエイリサーチ&コンサルティング

また、国内関連諸機関への一部面談及び現地調査には、外務省大臣官房 ODA 評価室から増田順子担当官がオブザーバーとして参加した。

³ 本評価におけるレーティング基準の概要は次のとおり。「A: 全ての検証項目で極めて高い評価」「B: ほぼ全ての検証項目で高い評価」「C: 一部改善すべき課題がある」「D: 複数の検証項目で低い評価」。詳細は別冊参照。

⁴ 在外公館アンケート調査は、ODA タスクフォースを設置する世界 99 か国の在外公館に対して送付され、75 公館から回答を得た。調査概要は別冊に記す。

第2章 評価対象の概要

2-1 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる国際的潮流

2-1-1 主要国首脳会議(G7 サミット), G20 での議論と当該分野の国際的枠組み

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる機運は、近年高まってきている。ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関連して、2019年のG7ビアリッツサミットまでに議論された主な論点としては、1)教育(特に科学、技術、工学、数学(STEM)分野)及び職業技術教育・訓練への女性と女兒⁵の参加機会拡大、2)性別による労働力参加格差、賃金格差の是正、3)女性に対するあらゆる形態の暴力の撲滅である。

G20では、2017年のG20ハンブルクサミットで女性のエンパワーメント推進が取り上げられた。ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関連して、2019年のG20大阪サミットまで議論された主要な論点としては、1)性別による労働力参加格差・報酬格差の減少、管理職への登用推進、2)女性と女兒への差別・暴力の廃絶、3)女性への質の高い教育・訓練(ICTやSTEM含む)支援、4)女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)の立ち上げと推進である。

G20の民間エンゲージメントグループの1つとして2015年に発足したW20では、ガバナンス、雇用、起業、デジタル化、金融などへの女性のアクセス、ジェンダー格差の改善について、毎年議論が行われている⁶。

上記G7、G20、W20では共通して、女性のICTやSTEM等を含む教育・訓練機会の拡充、雇用に係る男女格差是正、女性の起業支援、女性と女兒への差別や暴力の撤廃が議論されていることが分かる。

また、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の国際的枠組みに関し、日本は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)」⁷を批准している他、「国際連合安全保障理事会決議(UNSCR)1325号」⁸、「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)」⁹などの枠組みを支持し、取り組んでいる。

2-1-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における他援助機関の動向

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の主要な援助機関、他ドナー国である、世界銀行(世銀)、アジア開発銀行(ADB)、国連女性機関(UN Women)、国連開発計画(UNDP)、スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)、カナダグローバル連携省(GAC)、ドイツ国際協力公社(GIZ)、米国国際開発庁(USAID)のジェンダー政策にお

⁵ 女兒という言葉に関して、小さな子どもという印象を与えるが、特に問題となっているのは思春期の少女のため、少女若しくは若年層の女性という表現を使用すべきだという意見もある(有識者からの聞き取り調査、2019年11月28日)。

⁶ Women 20 Germany <http://www.w20-germany.org/the-w20/documents/>

⁷ 「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めた条約。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効した。(外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>)

⁸ 2000年に採択された、女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議(外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000128.html)

⁹ 2012年に立ち上げられた、紛争下の性的暴力防止と、加害者処罰などの対処の強化を謳ったイニシアティブ(外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html)

る重点課題，ジェンダー平等実施体制及び実績の特徴は以下の通りである。各組織の概要については別冊を参照。

図表 5 主要援助機関の特徴

観 点	特 徴
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> • 教育や保健におけるジェンダー格差の是正(世銀, GAC, GIZ, USAID) • 女性の無償のケア・家事労働の削減(世銀, ADB, UNDP) • 女性の質の良い有償雇用の増加, 経済的自立(世銀, UN Women, GAC, GIZ, USAID) • 女性の意思決定力の強化と全ての意思決定レベルにおける女性の参画拡大(世銀, UN Women, UNDP, GIZ, USAID) • ジェンダーに基づく暴力(GBV)の防止と対応(UN Women, UNDP, SIDA, GAC, GIZ, USAID) • 女性と女兒による持続可能な平和と回復力構築への貢献, 災害や紛争予防からの恩恵享受(UN Women, UNDP, GAC, GIZ) • すべての女性と女兒による人権の享受の推進(SIDA, GAC) • 環境と気候変動(GAC, GIZ) • 性別データとジェンダー平等研究へのアクセスと活用の増加(SIDA)
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント支援実施体制	<p>【戦略, 計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国別戦略へのジェンダーの観点の組み込み(世銀) • ジェンダー行動計画作成の義務化(ADB) • ジェンダー平等戦略の実施状況のモニタリングと年次報告書作成(UNDP, USAID) <p>【ジェンダー担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト, 国, 地域, 全組織でのジェンダー担当者(他業務と兼任)の配置(GIZ) • 一定以上の予算の国へのジェンダー専門官(専任)の配置(USAID) • 5つの地域局へのジェンダーと開発担当官の配置(ADB) <p>【職員採用, 研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職員採用や人事評価へのジェンダー関連事項の組み込み(UNDP) • ジェンダーと開発に関する職員研修を毎年実施(ADB) • 職員のジェンダー研修受講義務化(UNDP, USAID) <p>【ジェンダー分析, スクリーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全てのプロジェクトに対するジェンダーの視点からの審査実施(UNDP) • ジェンダー分析の義務化(ADB, SIDA, GAC, GIZ, USAID) <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各プロジェクトの予算のうち少なくとも 50%のジェンダー活動への割り当て義務化(UNDP) <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業モニタリングの枠組みへの, ジェンダーに配慮した性別年齢別の指標の入れ込みの推奨(GAC, USAID) <p>【質】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「数の上での男女同数(50/50)(Gender targeted)」から「男女の異なるニーズの提唱と, 利益, 資源, 地位, 権利の公平な分配(Gender responsive)」や「規範, 文化的価値, 権力構造及びジェンダー不平等, 差別の源の変容(Gender transformative)」へ, 目指す成果や目標を変化(UN Women, 世銀, UNDP, GAC, USAID, ドイツ連邦経済協力開発省(BMZ))
実績	<ul style="list-style-type: none"> • 組織内ジェンダー平等の促進(世銀, UN Women, UNDP, GIZ) • ジェンダー平等主目的案件の増加(ADB, SIDA) • 2017~2018年の2国間援助支出金額のうち90%がジェンダー平等主目的若しくはジェンダー活動統合案件(GAC) • 2016年の2国間援助支出金額のうち87%がジェンダー平等主目的若しくはジェンダー活動統合案件(SIDA)

出典：各援助機関の戦略，報告書等を基に評価チーム作成

2-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における日本の取組

2-2-1 ODA 上位政策におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進の方針

日本政府は 2015 年 2 月に、12 年ぶりに政府開発援助(ODA)大綱を改定、名称も「開発協力大綱」に改めた。

同大綱では、全般的にジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に向けた取組方針が記載された。

図表:6 「開発協力大綱」におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進方針

観 点		ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進の方針
基本方針	人間の安全保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性の保護と能力強化を行うこと 女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献すること
重点課題	質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅	<ul style="list-style-type: none"> 女性の能力強化
	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 女性の権利を含む基本的人権の尊重 平和と安定・安全の確保における、女性や社会的弱者の保護と参画
実施上の原則	開発協力の適正性確保のための原則	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画の促進」: 開発のあらゆる段階における女性の参画促進と女性の公正な開発からの裨益確保に積極的に取り組む

出典: 外務省(2015)「開発協力大綱」を基に評価チーム作成

2-2-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策

本評価の対象期間中に対応する、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策は、「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」である。両政策に記される重点課題は網羅的な構成となっている。図表 7 に概要を記す。

図表 7 「GAD イニシアティブ」、「女性の活躍推進のための開発戦略」対比表

項目	GAD イニシアティブ	女性の活躍推進のための開発戦略
ビジョン (基本的な考え方(の)のイニシアティブ) (女性の活躍推進のための開発戦略)	<p>1990 年代に社会、経済、政治面でジェンダー格差は大きく改善されてきた一方、紛争、テロ、難民の発生、HIV/AIDS を含む感染症の蔓延、人身取引、大規模な自然災害や環境問題等、特に女性や子供に申告な影響を及ぼす地球規模の課題への対応が必要。また依然としてジェンダー不平等が存在していることから、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上の推進が不可欠であり、全ての目標においてジェンダーの視点に考慮して活動することが重要。</p> <p>特に女性を直接に裨益の対象としない開発政策においてもジェンダーの視点に立って策定されることが重要。</p>	<p>「開発及び社会変革の担い手」として、女性の意思決定への参画及びエンパワーメントを重要な取組課題と位置付け、開発における女性活躍の主流化(ジェンダー主流化)の促進を加速する。</p> <p>女性の力は成長の源泉と認識し、女性の参画の阻害要因(無償のケア労働の負荷格差など)の是正を図る。</p> <p>男性や社会的影響力の大きい人々などの男女共同参画に関する意識向上と社会構造の変革に取り組む。</p> <p>女性が自らの可能性を自由に追求できる環境・制度構築を支援し、質の高い成長とそれを通じた貧困削減推進と「すべての女性が輝く社会」の実現に貢献する。</p> <p>多様化する開発課題への対応、成長のための意識・構造改革に向け、日本がリーダーシップ</p>

		を發揮し、世界各国と共に取り組む。
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> • 貧困削減 • 持続的成長 • 地球的規模の問題への取組 • 平和の構築 	<ul style="list-style-type: none"> • 女性と女児の権利の尊重 • 女性の潜在力を引き出す • 政治・経済・公共分野における女性のリーダーシップ向上
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> • 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入の強化 • ジェンダー分析の強化・女性の参加促進 • ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 • 国際社会・非政府組織(NGO)との連携強化 • 組織の能力向上及び体制整備* 	<ul style="list-style-type: none"> • 途上国の人々の視点に根差した、対話・協働による協力 • 事業及び組織における一層のジェンダーの主流化* • パートナーシップ
組織体制に関する詳細(アプローチ*該当箇所)	本イニシアティブを推進するため、我が国のODA関係者のジェンダーに関する問題への意識を更に向上させるとともに体制を強化する。そのため、ODA関係諸機関の職員及び事業関係者の研修の強化、政府及び実施機関のODA担当部署へジェンダー主流化を担う職員の配置等を通じ実施体制の充実に努める。	外務省では、2005年から、省内及びODA支援対象国公館に「ODAジェンダー担当官」を配置し、実施する全ての案件が男女共同参画の視点に立って効果的に実施されるよう努めてきた。今後もODAジェンダー担当官を通じてODAに関わる者全ての関係者の男女共同参画意識の向上を図る。

出典：外務省(2005)「GAD イニシアティブ」、外務省(2015)「女性の活躍推進のための開発戦略」を基に評価チーム作成

2-2-3 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための日本の支援約束

日本は、安倍総理大臣による2013年の国連総会一般討論演説の機会に、女性の輝く社会の実現に向け、国際社会を主導する一員として取り組むことを表明するとともに、2013年からの3年間で30億米ドル超の支援を打ち出した。これ以降、2016年までに発表された、日本の貢献・支援約束と重点分野を下表にまとめた¹⁰。

図表 8 日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に向けた支援約束 (2013年～2018年)

公約時期	支援約束, 重点項目
2013年 「第68回国連総会一般討論演説」 ¹¹	支援約束・期間:30億米ドル (2013年～2015年) 重点項目: 女性の活躍・社会進出促進と女性の能力強化 女性を対象とする保健医療分野の取組強化 平和と安全保障分野における女性の参画と保護
2015年 「第2回国際女性会議 WAW!」 ¹²	支援約束・期間:420億円 (2015年～2017年) 重点項目:女性と女児の質の高い教育
2016年 「G7伊勢志摩サミット」 ¹³	支援約束・期間:5,000人の女性行政官の人材育成, 約5万人の女子の学習環境の改善 (2016年～2018年)

¹⁰ 尚、これら支援約束は、追加的な予算措置を約束したものではない。

¹¹ 外務省ウェブサイト 第68回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説
https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/26generaldebate.html

¹² 外務省ウェブサイト WAW!2015 公開フォーラム 総理スピーチ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000096923.pdf>

¹³ 外務省(2016) G7伊勢志摩サミットに向けた我が国の主な貢献策

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000158289.pdf>

	重点項目:女性の活躍推進のための開発戦略の重点課題
2016年 「第3回国際女性会議 WAW!」 ¹⁴	支援約束・期間:30億米ドル(2016年～2018年) 重点項目:「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点課題

出典:外務省ウェブサイトを基に評価チーム作成

第3章 評価結果

3-1 開発の視点からの評価

【評価結果概要(開発の視点からの評価)】

(1) 政策の妥当性:A 極めて高い

- 検証項目:(1)国際的な援助潮流との整合性, (2)日本の上位政策及び関連政策との整合性, (3)被援助国の開発ニーズとの整合性, (4)日本の優位性
- 主な根拠:全ての検証項目において, 整合性が確認された。(1)においては, MDGs や SDGs 等国際的な開発目標や, 他援助機関の政策と調和的であった。(2)においては, 上位政策である「ODA 大綱」及び「開発協力大綱」や, その他開発課題に関する施策等との整合性が確認された。(3)においては, MDGs や SDGs の残された課題や, ケーススタディ国のニーズと整合的であった。(4)においては, 防災など日本の強みをいかした協力方針となっていた。

(2) 結果の有効性:A 極めて高い

- 検証項目:(1)日本の ODA 実績, (2)投入の結果生み出された成果, (3)重点課題に対する短・中・長期的効果
- 主な根拠:全ての検証項目において, 効果が確認された。(1)においては, ジェンダー案件が支出金額, ODA 全体に占める支出総額の割合ともに増加している。(2)においては, 政策の下に公約された支援額及び裨益人数を達成している。(3)においては, 政策の重点課題に対する成果の発現及び被援助国の開発課題への貢献が確認された。ただし(3)に関しては, 可視化されていないインパクトの存在や, 公開情報の制約に留意する必要がある。

(3) プロセスの適切性:B 高い

- 検証項目:(1)政策策定のプロセス, (2)政策に基づく ODA 実施プロセス, (3)モニタリング・評価, (4)パートナー連携, (5)情報公開・広報
- 主な根拠:検証項目の(1), (2), (4)の適切性が高い一方, (3), (5)では, 一部課題を残している。(1)においては, 多数の関係者からの意見聴取を含む政策策定プロセスは適切であった。(2)においては, より効果的な ODA の実施には, 明確な実施方針や人材・予算の追加措置が必要であるものの, 国別開発協力方針などへの ODA 政策の反映, 政策に基づく ODA 実施プロセス, 実施体制について適切性が確認できた。(3)においては, モニタリングは定期的実施されているが, 具体的目標・指標の設定がないことから, 効果的なモニタリングには一部課題があるとした。(4)においては, 他の援助機関との連携事例が確認できた。(5)においては, 日本国内外に向けた積極的な広報が確認できたが, 被援助国における広報は, ジェンダー案件としての広報強化の必要性が認められた。

¹⁴ 外務省ウェブサイト WAW!2016 公開フォーラム 安倍総理スピーチ
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/1213waw.html

3-1-1 政策の妥当性

本節では、2013年～2018年におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA政策の妥当性を検証する。具体的には、(1)国際的な援助潮流との整合性、(2)日本の上位政策及び関連政策との整合性、(3)被援助国の開発ニーズとの整合性、(4)日本の優位性の観点から、日本の政策の妥当性を分析・評価する。

(1) 国際的な援助潮流との整合性

(ア) MDGs 及び SDGs との整合性

2015年までの達成が目標とされていたミレニアム開発目標(MDGs)、2030年までの達成が目標とされている持続可能な開発目標(SDGs)では、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に関して、以下のような目標を掲げていた。日本の政策はこれらの目標で挙げられている課題への取組を含んでおり、整合的である。

8つの目標、21のターゲットから成るMDGsは、開発途上国の貧困削減を掲げ、1990年～2015年まで取り組まれてきた。中でも目標3はジェンダーの平等の推進と女性の地位向上であり、2005年までの初等・中等教育における男女格差の解消、2015年までの全ての教育レベルにおける男女格差の解消を掲げていた。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記されたSDGsは、2016年～2030年までの国際目標である。17の目標、169のターゲットから成り、あらゆる人の活躍、誰一人取り残さない開発に向けて、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進が、全てのゴール達成において重要な視点となっている。ジェンダー平等に中心課題を置いた目標としては、「目標5:ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」があり、あらゆる形態の差別の撤廃、ジェンダーに基づく暴力(GBV)の排除、女性性器切除(FGM)など有害な慣行の撤廃、公共サービス、インフラ、社会保障サービスの提供と無償のケア・家事労働の認識・評価、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画・リーダーシップの機会確保等のターゲットが設定されている。また「目標17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。」¹⁵は開発援助への資金に関する記述が含まれる目標で、ジェンダー平等推進のための予算の拡大の点で、注目されている。

(イ) 他援助機関の援助政策に見る国際的潮流との調和

「2-1-2 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における他援助機関の動向」で示した通り、当該分野の主な他援助機関は、図表5「主要援助機関の特徴」に記した事項を、援助政策上の重点課題として掲げている。日本のODA政策「女性の活躍推進のための開発戦略」に記されている重点課題は、これら他援助機関の重点課題と基本的に合致しており¹⁶、国際的潮流に沿っていると言える。

¹⁵ UN Women ウェブサイト <https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/in-focus/sdgs/sdg17>

¹⁶ 「女性の活躍推進のための開発戦略」では、環境と気候変動を除き、図表5に示した全ての重点課題を網羅している。

(2) 日本の上位政策及び関連政策との整合性

(ア) 「ODA 大綱」・「開発協力大綱」との整合性

「ODA 大綱」下で策定された「GAD イニシアティブ」では、ジェンダーは分野横断的な課題であることに留意して、「ODA 大綱」の重点 4 課題(貧困削減, 持続的成長, 地球規模の問題への取組, 平和の構築)へ積極的に取り組むと記しており, 男女共同参画の視点を重視する「ODA 大綱」と整合的であることが確認できる。

「開発協力大綱」下の「女性の活躍推進のための開発戦略」では, そのビジョンに「質の高い成長とそれを通じた貧困削減の推進」を掲げ, 成長の源泉としての女性の力をいかすべく, 意識・構造改革に取り組むことを明らかにしており, 同大綱の理念が反映されていることが確認できる。

(イ) その他開発課題の施策や関係するイニシアティブとの整合性

女性のエンパワーメントに関する ODA 政策は分野横断的に取り組むことが求められることから, その他開発課題の施策や関係するイニシアティブにおけるジェンダー課題への対応に関する記載を確認した。他分野(平和構築, 防災, 保健, 教育, 経済分野など)の関連施策・イニシアティブでもジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にむけた取組が明記されており¹⁷, これらの取組がジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策の実施促進に貢献すると考えられることから, 整合性が高いと言える。確認内容は図表 9 のとおりである。

図表 9: その他開発課題の施策・イニシアティブにおけるジェンダー課題への対応

その他開発課題に関する施策・イニシアティブと策定期	ジェンダー課題への対応
紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)	2013 年 特に紛争下の性的暴力防止のための国際的取組強化に向けて採択されたイニシアティブ。日本は, これを強く支持している。
自然災害とジェンダー	2014 年 災害時に必要な女性の脆弱性と特別なニーズや意思決定への参画の重要性を指摘している。
仙台防災枠組 2015-2030	2015 年 2015 年に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議で採択されたもの。女性の能力向上, 意思決定への参加が記載されている。
国際連合安全保障理事会決議(UNSCR)1325号 国別行動計画	2015 年 平和・安全保障に女性を関連付けた初めての国連安全保障理事会決議(UNSCR)1325号の日本版行動計画。
平和と健康のための基本方針	2015 年 ODA 分野別政策(保健)。「特に女性を対象とする保健分野支援は引き続き重視する」と明記。
平和と成長のための学びの戦略	2015 年 ODA 分野別政策(教育)。重点的な取組として, 女子教育支援(教育におけるジェンダー格差の是正)を掲げている。
女性起業家資金イニシ	2017 年 開発途上国の女性起業家や女性中小企業経営者の資金アクセ

¹⁷ 外務省ウェブサイト ジェンダー (ODA)日本の取組-外務省の取組
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html>
尚, 2019 年の G20 大阪サミットで, ジェンダー平等・女性のエンパワーメントの観点を取り込まれた「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」が採択されている。

アティブ(We-Fi)	スや法制度等の障壁克服のための基金。日本は上位拠出国である。
-------------	--------------------------------

出典：各施策・イニシアティブ文書を基に評価チーム作成

(3) 被援助国の開発ニーズとの整合性

(ア) ジェンダー指標にみる被援助国のニーズとの整合性

この項では、MDGs 及び SDGs のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に係る指標の達成度を用いて、開発途上国全体のジェンダー平等の進捗状況やニーズを確認し、日本の ODA 政策との整合性を検証した。

MDGs 及び SDGs の残された課題と指摘されているものを下表に示す。

図表 10 国際開発目標で示されたジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進関連の課題

国際開発目標	進捗状況，残された課題
MDGs	<ul style="list-style-type: none"> • 国会議員に占める女性の割合は 5 人に 1 人など，意思決定機関における男女の不均衡 • 就業機会，資産，公私の意思決定における差別 • 女性が男性より貧困状態に置かれている傾向
SDGs	<ul style="list-style-type: none"> • GBV や FGM，児童婚が継続 • 不適切な調理かまど，水，衛生，交通手段により，女性の負担が増加。女性が男性の 3 倍の時間を無償のケア・家事労働に費やしていることにより，報酬のある仕事や教育，余暇に使える時間が少なく，さらに社会経済的に不利な立場が強化 • 2017 年の国会議員に占める女性議員の割合は 23.5%(途上国平均では 21.9%)と，意思決定機関における男女の不均衡の継続。法的な性別割り当てが批准された国では女性議員の割合が上昇 • 2018 年の全世界の労働人口のうち 39%が女性。管理職女性の割合は全世界で 27%(北アフリカおよび西アジア地域では 12%，中央および南アジアでは 14%)で労働人口より低い割合 • 要件を十分に満たした，ジェンダー平等な予算配分を追跡できるシステムを持っている国の割合が，サブサハラアフリカ地域やラテンアメリカ及びカリブ海地域で 11%であるなど，ジェンダー予算¹⁸を導入している国は限定的

出典：国際連合(UN) (2015) *The millennium Development Goals Report 2015* 及び UN (2019) *The Sustainable Development Goals Report 2019*，UNDP (2018) *Human Development Indices and Indicators 2018 Statistical Update* を基に評価チーム作成

日本は「女性の活躍推進のための開発戦略」で、労働市場における女性の地位向上とジェンダー予算以外の上記全ての課題への対応方針を示しており、被援助国のニーズとの整合性はとれている。

(イ) ケーススタディ国にみるニーズとの整合性

ケーススタディ国であるキルギス、ケニア両国のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発戦略・開発ニーズと日本の支援の整合性を以下に示す。

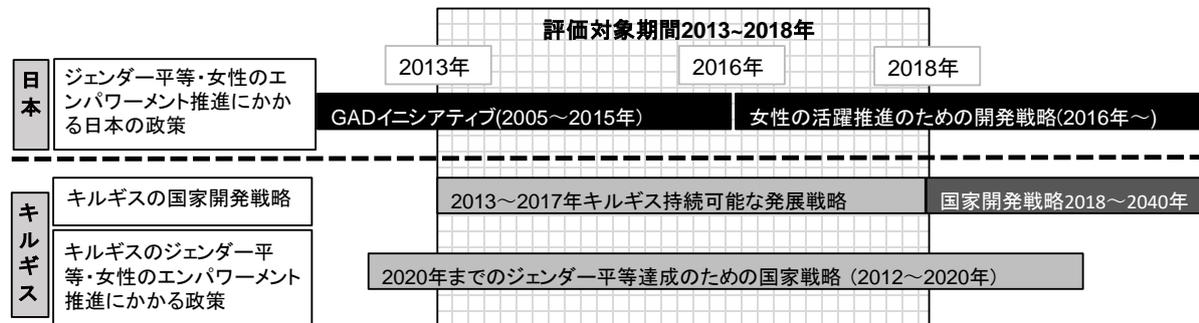
(a) キルギス

図表 11 に示す通り、キルギスのジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発戦略・開発ニーズと日本の支援は整合的である。

¹⁸ ジェンダー予算とは、ジェンダー平等に向けた政治的、法的必要要件と予算の割り当てを結び付ける試みである。

キルギス政府の「2013～2017 年キルギス持続可能な発展戦略」¹⁹(2013 年)において、人権とジェンダー平等の原則に則り、図表 11 に示す 3 つの重点目標を中心に女性の経済的機会の拡大や家庭支援に係るより包括的な政策を講じることが明記されている。続く「国家開発戦略 2018～2040 年」²⁰(2018 年)では、全ての開発分野におけるジェンダー主流化推進を通し、特に図表 11 に示す 4 項目(働く権利の平等, 平等な社会的経済的利益の享受, 公共インフラへの平等なアクセス, 安全・正義における社会基盤への平等なアクセス)の改善の必要性が謳われた。さらにキルギスでは「2020 年までのジェンダー平等達成のための国家戦略」²¹(2012 年)も策定されている。これらキルギスにおける開発戦略・開発ニーズと日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援の重点分野は合致している。

図表 11 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかるキルギスの開発戦略・政策と日本の支援の整合性



	キルギスのジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発戦略・開発ニーズ		ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策						
	戦略/政策名 (期間)	女性のエンパワーメント推進に係る 重点目標/課題	GADイニシアティブ(2005年～2015年)				女性の活躍推進のための 開発戦略(2016年～)		
			貧困削減	持続的成長	地球的規模の問題への取組	平和の構築	権利の尊重	潜在力を引き出す	リーダーシップ向上
キルギスの開発戦略	「2013～2017年 キルギス持続可能な 発展戦略」 (2013～2017年)	1.社会における家庭の役割強化を目的とした家庭に関する事象の現状分析		○				○	
		2.女性の経済的機会の拡大(女性の雇用機会の拡大・起業支援)		○					○
		3.早婚,GBVの削減	○		○		○		
	「国家開発戦略2018～ 2040年」 (2018～2040年)	1.働く権利の平等							○
2.平等な社会的経済的利益の享受		対象期間が該当せず							○
3.公共インフラへの平等なアクセス						○	○	○	
4.安全・正義における社会基盤への平等なアクセス						○			
女性 のエン パワ ーメ ン ト 推 進 に 係 る 政 策	「2020年までのジェン ダー平等達成のための 国家戦略」 (2012～2020年)	1.女性の経済的エンパワーメント	○	○				○	○
		2.効果的な教育システムの確立	○		○			○	
		3.ジェンダー差別の撤廃と司法へのアクセス改善			○		○		
		4.意思決定の男女平等と女性の政治参加	○	○		○			○

注 1:「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点課題は 1)女性と女児の権利の尊重, 2)女性の

¹⁹ National Council for Sustainable Development of the Kyrgyz Republic (2013) *National Sustainable Development Strategy for the Kyrgyz Republic*

²⁰ National Council for Sustainable Development of the Kyrgyz Republic (2018) *National Development Strategy of the Kyrgyz Republic*

²¹ The Resolution of the Government of Kyrgyz Republic (2012) *National Strategy of the Kyrgyz Republic on Achievement of Gender Equality until 2020*

潜在力を引き出す、3)政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上

注 2:「2020 年までのジェンダー平等達成のための国家戦略」 4. 意思決定の男女平等と女性の政治参加は、GAD イニシアティブの基本的アプローチである「ジェンダー平等を推進する政策・制度支援」と整合性がある

出典:「2013 年～2017 年キルギス持続可能な発展戦略」、「国家開発戦略 2018 年～2040 年」及び「2020 年までのジェンダー平等達成のための国家戦略」を基に評価チーム作成

(b) ケニア

図表 12 に示す通り、ケニアのジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発戦略・開発ニーズと日本の支援は整合性が高いと言える。ケニア政府は開発戦略計画「Vision 2030」²²(2008 年)において、高い成長率と並んで公正で統合された社会を戦略目標に掲げている。そして、図表 12 に示す通り「第二期中期開発計画(2013～2017 年)」²³(2013 年)には具体的な 4 つのジェンダー課題(FGM・早婚等女性に有害な伝統的地域的慣習への対応、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに対する認識の低さに対する取組、GBV の多発に対する取組、不十分なジェンダーに係る政策と法律の実施への対応)が明記されており、それら全てがジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の支援の重点分野と整合的である。

図表 12 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかるケニアの開発戦略・政策と日本の支援の整合性

		評価対象期間2013~2018年		
		2013年	2016年	2018年
日本	ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策	GADイニシアティブ(2005～2015年)		女性の活躍推進のための開発戦略(2016年～)
ケニア	ケニアの国家開発戦略	Vision2030 (2008～2030年)		
		第一期中期開発計画	第二期中期開発計画 (2013～2017年)	
		第三期中期開発計画		

	ケニアのジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる開発戦略・開発ニーズ		ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策						
	戦略/政策名 (期間)	女性のエンパワーメント推進に係る 重点目標/課題	GADイニシアティブ(2005年～2015年)				女性の活躍推進のための 開発戦略(2016年～)		
			貧困削減	持続的成長	地球的規模の問題への取組	平和の構築	権利の尊重	潜在力を引き出す	リーダーシップ向上
ケニアの開発戦略	「Vision2030」 (2008～2030年)	権力と資源分配の男女平等 (女性の生計向上を目的とした資源分配における公平なアクセス、コントロール、及び参画)	○	○			○	○	○
	「第二期中期開発計画」 (2013～2017年)	1.FGM,早婚等女性に有害な伝統的地域的慣習への対応			○		○		
		2.ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに対する認識の低さに対する取組			○		○		
		3.GBVの多発に対する取組			○		○		
	4.不十分なジェンダーに係る政策と法律の実施への対応					○		○	

注 1:「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点課題は①女性と女児の権利の尊重、②女性の潜在力を引き出す、③政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上

注 2:「第二期中期開発計画」 4. 不十分なジェンダーに係る政策と法律の実施は、GAD イニシアティブの基本的アプローチである「ジェンダー平等を推進する政策・制度支援」と整合性がある。

²² The Government of the Republic of Kenya (2008) *Vision 2030*

²³ The Government of the Republic of Kenya (2013) *Second Medium Term Plan (2013-2017)*

出典：出典：「GAD イニシアティブ」、「女性の活躍推進のための開発戦略」、「Vision2030」、及び「第二期中期開発計画」(2013年～2017年)を基に評価チーム作成

(4) 日本の優位性

本評価のインタビュー調査では、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野において、特に日本の強みが発揮できると考えられるものとして、日本が長く支援を行ってきた保健(母子保健)や女子教育、防災、インフラ整備などが挙げられた²⁴。

「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」では、「人間の安全保障の実現」をビジョンに掲げ、保健、教育、防災、インフラ整備等を重点課題として取り組むこととしており、日本のもつ優位性を活かす協力方針であると言える。

例えば、防災とジェンダーに関して、日本は自然災害の多い国であり、これまで地震や台風など様々な災害に見舞われてきた。これら災害発生時、避難所や仮設住宅などの生活環境が女性のニーズを反映できていない(例えば授乳のためのプライバシーを守れる環境の欠如や妊産婦が必要とするものなどの不備)といった課題に直面してきた。この反省から、日本では地域防災における、女性の意思決定への参画促進などの取組が進んできた²⁵。繰り返し災害を経験する中で、日本は災害時におけるジェンダー視点を持った対応について、知見を蓄積してきている²⁶。こうした知見を活かし、日本での研修生の受け入れや、開発途上国における災害対策に関する案件を実施してきている²⁷。

また、保健分野において、日本ではなじみの深い「母子健康手帳」の普及による、妊産婦の健康を守るための支援も世界中で展開されている²⁸。

(5) まとめ：政策の妥当性【A：極めて高い】

2013年～2018年におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野にかかる日本の政策については、(1)国際的な援助潮流との整合性、(2)日本の上位政策及び関連政策との整合性、(3)被援助国の開発ニーズとの整合性、(4)日本の優位性という4つの観点における全ての検証項目で整合性が確認されたことから、政策の妥当性はA：極めて高いと評価する。

(1)については、MDGs や SDGs といった国際的な開発目標や、他援助機関の援助政策などと合致していることが確認された。(2)については、日本の「ODA 大綱」、「開発協力大綱」の理念の反映や、その他開発課題に関する施策やイニシアティブ等との整合性が高いと判断された。(3)については、MDGs や SDGs の残された課題や、ケーススタディ国のニーズを検証し、日本の政策がこれらニーズに合致していることが確認された。また、(4)については、防災など日本国内に蓄積されてきた強みをいかした支援実施を可能とする政策となっている。

²⁴ 評価チームによる JICA での聞き取り調査(2019年9月18日、20日、24日)

²⁵ JICA(2017)「mundi March 2017 N.42」(特集 災害・紛争と女性) p.4

²⁶ このような日本の経験を国際貢献にいかすべく、2012年及び2014年の国連女性の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を提案するなど取り組んでいる。外務省ウェブサイト国連女性の地位委員会 https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000127.html

²⁷ JICA(2016)「2016年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」

²⁸ JICA(2018)「mundi October 2018 No.61」(特集信頼で世界をつなぐ) p.6-9

3-1-2 結果の有効性

本節では、2013年から2018年においてジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策に基づいて実施されてきた支援の有効性を目標体系図に沿って検証する。具体的には、(1)インプットとして日本のODA実績額、(2)アウトプットとして投入の結果生み出された支援の成果、(3)アウトカムとして当該政策の重点課題に対する短・中・長期的効果を分析・評価する。

(1) 日本のODA実績

インプットとして、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA実績額を評価する。2013年～2018年における日本の当該分野にかかるODA支出総額は約118億米ドルである²⁹。これは、「第68回国連総会一般討論演説」で安倍総理大臣により公約された2013年から2015年の総額30億米ドル超の支援及び「第3回国際女性会議WAW!」で表明された2016年～2018年の30億米ドル超の支援、合計60億米ドル超の支援を達成している。また図表13に示すとおり、評価対象期間中、日本の当該分野におけるODA支出総額は2014年に一旦減少しているものの、その後継続して増加している。

日本のODA支出総額に占めるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支出総額の割合については、前年比で多少の増減は繰り返しているが、2013年より相対的に増加している。また、ジェンダー案件を分類別³⁰に見ると、支出金額、割合ともにジェンダー活動統合案件は増加傾向にある一方、ジェンダー平等主目的案件は減少している(図表14)。

日本のODA支出総額に占めるジェンダー案件の支出総額の割合を開発援助委員会(DAC)加盟国と比較すると、日本は評価対象期間を通してDAC加盟国の平均以下である(図表15)。また、図表15に示す通り、ジェンダー平等主目的案件の割合についてもDAC加盟国と比較して低く、2017年の実績値で28か国中23位となっている³¹。

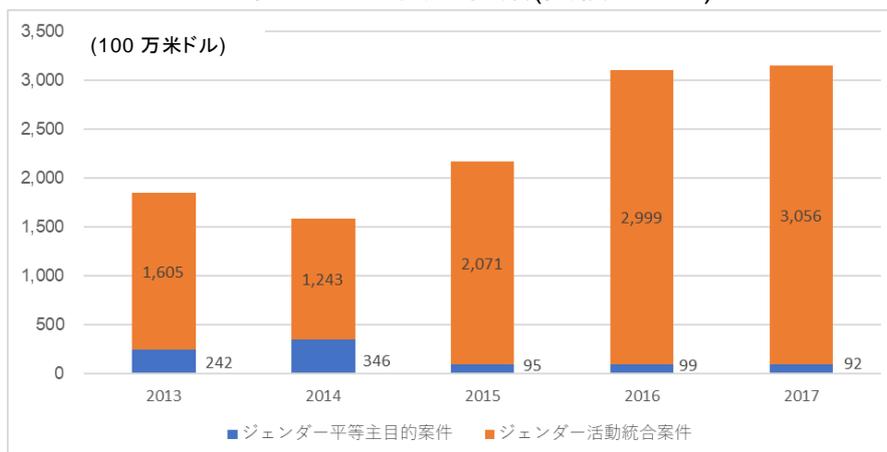
以上の分析から、国際比較をすると日本のODA支出総額に占めるジェンダー案件の支出総額の割合は依然として少ないものの、日本のジェンダー案件が支出金額、ODA全体に占める支出総額の割合ともに増加していることは評価に値する。ただし、ODA実績額においては、特にジェンダー活動統合案件の場合、インフラ分野をはじめとする大規模な資金協力案件も含まれており、その実績額が大きく作用していることに留意する必要がある。

²⁹ OECD database <https://stats.oecd.org/>(2019年11月14日)

³⁰ 分類については脚注2を参照。

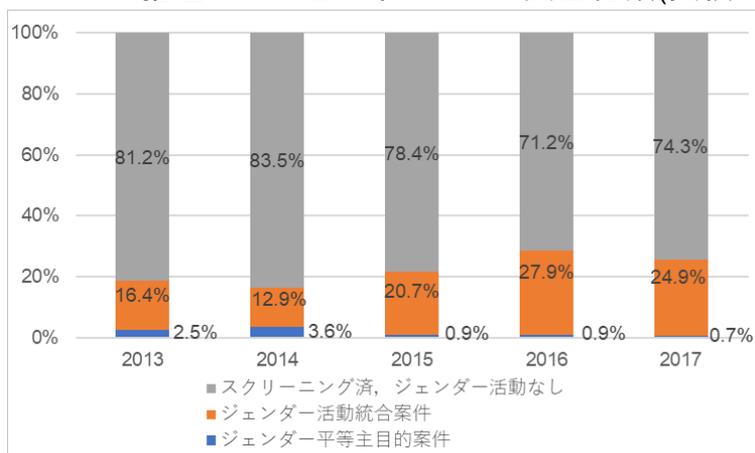
³¹ OECD database <https://stats.oecd.org/>(2019年12月2日)

図表 13 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA支出総額(実績ベース)



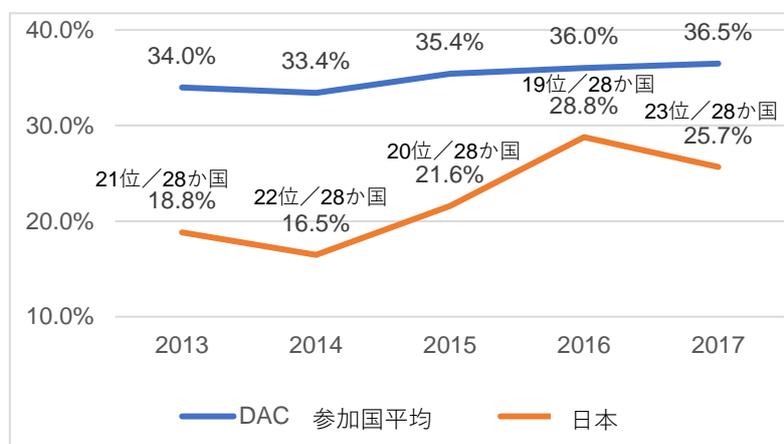
出典:OECD database を基に評価チーム作成 (データ取得 2019 年 11 月 14 日)

図表 14 日本のODA支出総額に占めるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA支出総額(実績ベース)



出典:OECD database を基に評価チーム作成 (データ取得 2019 年 11 月 14 日)

図表 15 日本のODA支出総額に占めるジェンダー案件の割合における国際比較



出典:OECD database 参照の上, 評価チーム作成 (データ取得 2019 年 12 月 2 日)

(2) 投入の結果生み出された成果

アウトプットとして、投入の結果生み出された支援の成果を評価する。具体的には、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の下に公約された目標に対する日本の支援の実施状況を検証する。

図表 16 に示すとおり、公約時に設定されていた支援額及び裨益人数を超えた支援が実施された。さらに、図表 17 及び 18 が示すとおり、2013 年の「第 68 回国連総会一般討論演説」及び 2016 年の「第 3 回国際女性会議 WAW!」の際に公約した各 30 億米ドルの支援は、それぞれの公約時に掲げられていたジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策に基づき、各政策の重点課題達成のために支援が実施されていることが確認できる。

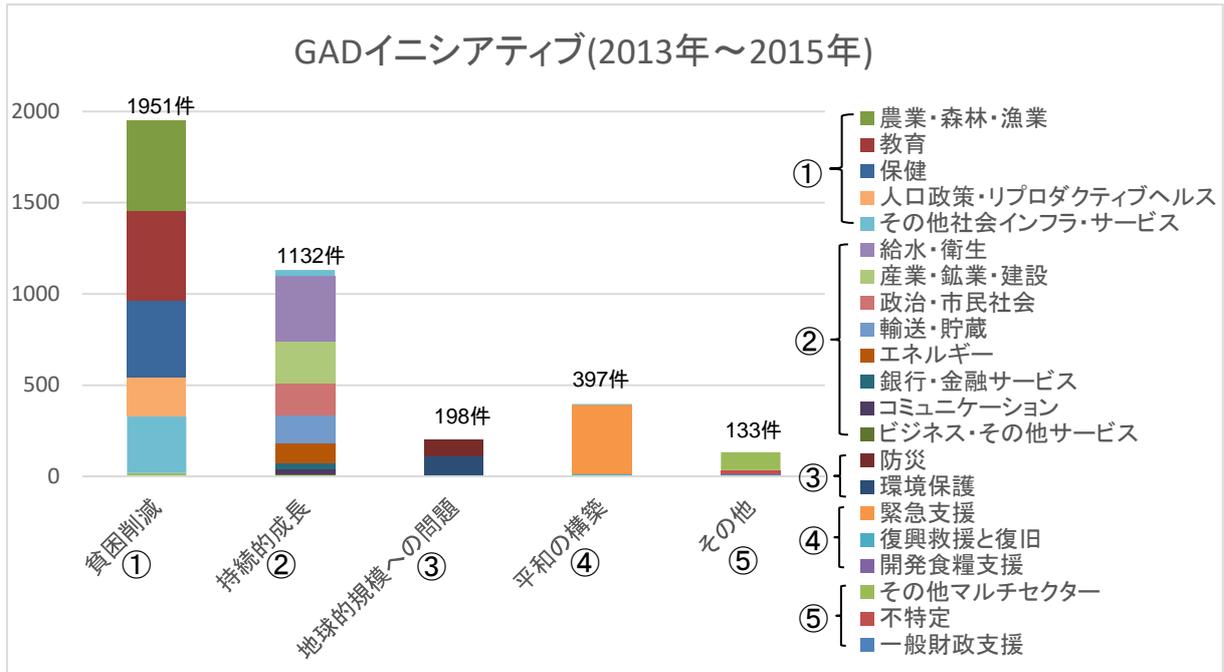
図表 16 日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の下に公約された目標と支援の実施状況

公約時期	公約内容	実施状況
2013 年「第 68 回国連総会一般討論演説」	2013 年～2015 年の 3 年間で、女性の活躍のための支援総額 30 億米ドル超の支援を実施	達成 2013 年～2015 年の 3 年間で合計約 56.02 億米ドルの支援を実施 内訳 2013 年: 18.47 億米ドル 2014 年: 15.88 億米ドル 2015 年: 21.66 億米ドル
2015 年「第 2 回国際女性会議 WAW!」	2015 年～2017 年の 3 年間で女性・女児の質の高い教育のために 420 億円以上の支援を実施	達成 2015～2017 年の 3 年間で、合計約 7.42 億米ドル(公約は 420 億円以上)の支援を実施 内訳 2015 年: 2.05 億米ドル 2016 年: 2.68 億米ドル 2017 年: 2.68 億米ドル
2016 年「G7 伊勢志摩サミットサミット」	2016 年～2018 年の 3 年間で、3 年間で 5000 人の女性行政官等の人材育成を実施	達成 2016 年～2018 年の 3 年間で合計 11,345 人への支援を実施 内訳 2016 年: 3,933 人 2017 年: 4,323 人 2018 年: 3,089 人
2016 年「G7 伊勢志摩サミットサミット」	2016 年～2018 年の 3 年間で、5 万人の女子生徒の学習改善を実施	達成 2016 年～2018 年の 3 年間で合計 61,173 人への支援を実施 内訳 2016 年: 21,870 人 2017 年: 24,047 人 2018 年: 15,256 人
2016 年「第 3 回国際女性会議 WAW!」	2016 年～2018 年の 3 年間で、「女性の活躍推進のため	達成 2016 年～2017 年の 2 年間で合計約 62.45 億米ドルの支援

	の開発戦略」の下総額 30 億 米ドル超の支援を実施	を実施 内訳 2016 年: 30.97 億米ドル 2017 年: 31.47 億米ドル
--	-------------------------------	-------------------------------------------------------

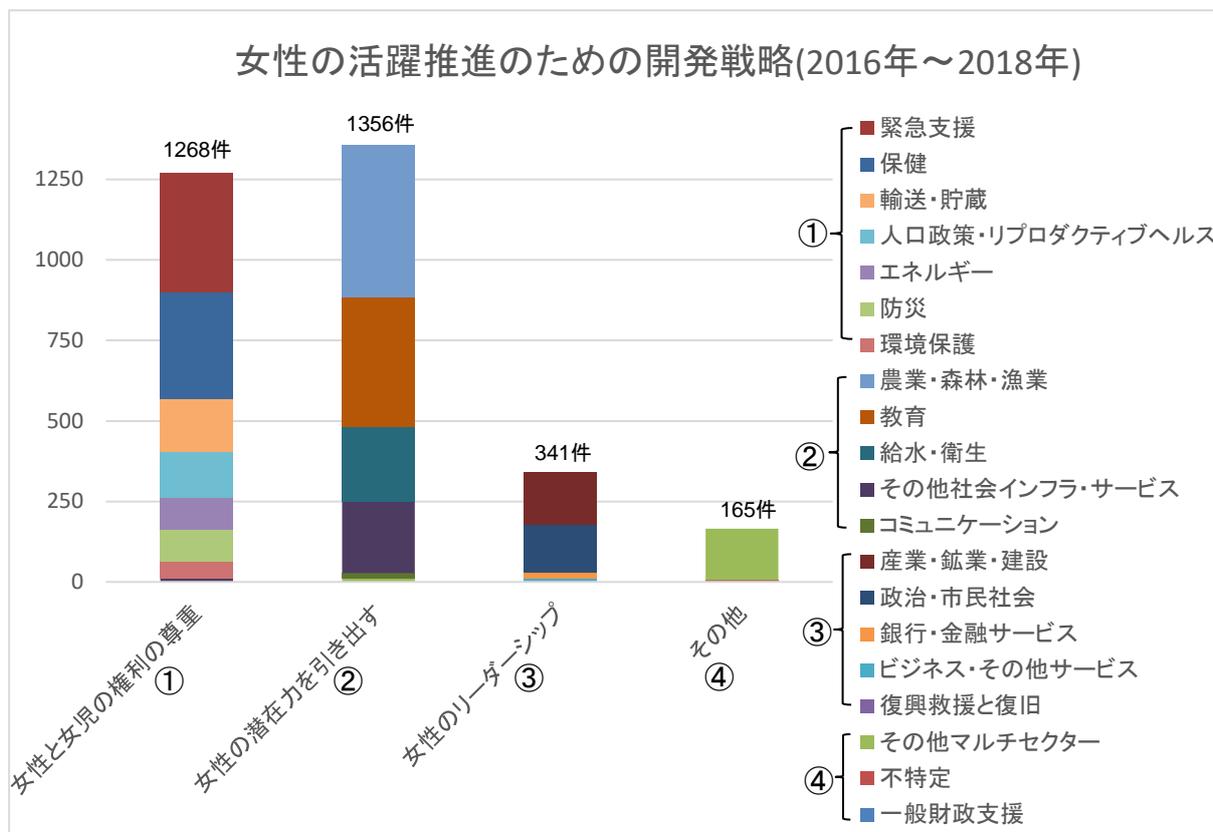
出典: OECD database(データ取得 2019 年 11 月 14 日)と外務省(2019 年 11 月 29 日)からの聞き取り調査を基に評価チーム作成

図表 17 重点課題別日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援の実施状況 1(GAD イニシアティブ)



出典: 外務省提供の対象案件一覧を基に評価チーム作成

図表 18 重点課題別日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援の実施状況 2(女性の活躍推進のための開発戦略)



出典：外務省提供の対象案件一覧を基に評価チーム作成

(3) 政策の重点課題に対する短・中・長期的効果

アウトカムとして、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策である「GAD イニシアティブ」の4つの重点課題及び「女性の活躍推進のための開発戦略」の3つの重点課題に焦点を当て、それら課題に対する日本の支援の貢献度を分析・評価する。

確認できる範囲では、日本がODAとして実施したジェンダー案件の好事例が「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」や「JICA 事業評価年次報告書」等に多数取りまとめられており、「GAD イニシアティブ」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に掲げられている重点課題の解決に効果的に貢献していることが伺える。本項ではまず、それら好事例について、各重点課題においてジェンダー平等主目的案件、ジェンダー活動統合案件ごとにどのような成果が発現したのかを確認する。次いで、ケーススタディ国であるキルギス・ケニアに焦点を当て、アウトカムレベルの成果と「女性の活躍推進のための開発戦略」に掲げられている3つの重点課題解決に対する貢献、さらに被援助国のジェンダー課題の解決への貢献を検証する。

まず、評価対象期間の「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」及び「JICA 事業評価年次報告書」に挙げられているジェンダー案件の好事例(合計30件)を検証する。分

析の結果、ジェンダー案件として最も多かった好事例は「インフラ分野」と「経済・労働分野」における開発協力で(共に7件)、「GAD イニシアティブ」の「持続的成長」に寄与している。「インフラ分野」では、道路や交通機関の整備に女性警備員の配置や街頭・防犯カメラ設置等ジェンダー視点を取り入れたことによって、女性の行動範囲が拡大し、結果的に各種社会サービスへのアクセスが可能になった。また「経済・労働分野」では、女性が就業、起業を通して収入が向上し、生活レベルが改善しただけでなく、自尊心の向上、家庭内及びコミュニティ内の発言権の拡大も報告されている。当該2分野は「女性の活躍推進のための開発戦略」でも重点課題に掲げられており、教訓をいかした同様の支援が2016年以降も継続して実施されている。

ジェンダー平等主目的案件(評価対象好事例合計30件中12件)においては、裨益対象とすべき集団が主に女性である「人権及び暴力」(5件)と「保健分野」(4件)の開発協力が多数を占めていた。「人権及び暴力」では、主にアジア地域における人身取引やGBVへ対応能力及び体制強化が多く、「GAD イニシアティブ」の「地球規模課題の問題への取組」に貢献している。「保健分野」では母子保健サービス強化に関する開発協力が多く、「GAD イニシアティブ」の「貧困削減」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」の「女性と女児の権利の尊重」に寄与している。「保健分野」は、施設分娩数の増加や乳児死亡率の減少等、定量的データに基づく成果が見受けられた。その他、ジェンダー平等主目的案件では、紛争後の地域におけるジェンダー平等政策・制度を支援する案件が2件報告されており、「GAD イニシアティブ」の「平和の構築」に貢献している。特にカンボジアでは、内戦後に設置された女性省³²の支援を通して、女性の経済的エンパワメントを目的とした事業を実施し、結果的に裨益者の生計向上、家庭内における発言権の向上、家庭内暴力の減少等多方面での成果が報告されている³³。

ジェンダー活動統合案件(評価対象好事例合計30件中18件)においては、「教育分野」(4件)と「農村開発分野」(3件)が多く、共に「GAD イニシアティブ」の「貧困削減」に寄与している。「教育分野」では教育施設整備だけでなくジェンダー視点を取り入れ、女子の就学率向上につながった事例が報告されている。例えば、文化的背景から中等、技術教育は男女別が一般的であったパキスタンにおいて、関係者との粘り強い対話と、女子専用のラウンジやトイレ整備、女性職員の採用等の取組によって、全国で初めてディプロマ課程³⁴の男女共学を実現させた³⁵。また、「農村開発分野」では、土地や家計に関する管理等多方面で男性優位が根強い農村地域において、女性の参加を促した各種研修をはじめとする取組により、女性の能力向上だけでなく男性の意識・行動変容

³²カンボジアでは、25年以上にわたる内戦の影響で男性の人口が女性に比べ少なく、女性が復興・開発に重要な役割を果たしてきた。一方で女性は社会的・経済的な地位が低く、多くが貧困な生活を強いられている。かかる状況下、カンボジア政府は1996年、男女格差是正と公正で平等な社会の構築を目指して女性省を設置した。(出典: JICA(2013)「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」)

³³ JICA(2013)「JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」

³⁴ パキスタンにおいて、初等(5年間)、前期中等(3年間)、高校(2年間)の計10年間の一般教育課程の修了を入学条件として受けられる技術教育のこと。3年間の学びの後、ディプロマが付与される。(出典: JICA(2009)「パキスタン国 技術教育改善プロジェクト実施協議報告書」)

³⁵ JICA(2017)「JICA 事業評価年次報告書」

に結びつき、結果的に家庭内の男女の役割分担の見直しや女性の発言権の拡大がみられるという成果の発現につながっている。

以上のように、ジェンダー平等主目的案件、ジェンダー活動統合案件の両方において、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の ODA 政策に掲げられている日本の重点課題全てにおいて、アウトカムレベルにおける事例が多数報告されていることは評価に値する。

なお、アウトカムレベルにおいて、ジェンダー課題の解決に対し成果が見られなかった若しくは負のインパクトが認められた案件は、事後評価を含む上記年次報告書等公開データからは確認されず、その側面での評価は限定的となった。

【事例1】キルギスの女性の経済的エンパワーメント推進に資する日本の支援の成果

キルギスでは 1991 年のソビエト連邦の崩壊以降、市場経済が進む一方、人口の約 66%が暮らす地方の経済活動は停滞し、開発政策から取り残され、都市と地方の経済格差の拡大が社会問題となっていた³⁶。牧畜が盛んな地方では、男性が放牧のために家を留守にすることが多く、女性は主に家内で家事や育児をしながら、農作業に従事している。そのために女性が家の外に出る機会や現金収入を得る機会は少ない。また一般的に男性よりも家庭及びコミュニティ内において発言権が少ない状況であった³⁷。

このような状況を改善すべく、2006 年、JICA は日本の一村一品運動(OVOP)の経験をいかし、イシククリ州における地域経済とコミュニティ組織の活性化を目指した「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」(2006 年～2011 年、OVOP フェーズ 1)を開始。その後、「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」(2012 年～2017 年、OVOP フェーズ 2)、「一村一品イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」(2017 年～2020 年、OVOP フェーズ 3)と継続して支援を行ってきた。プロジェクトでは、誰でも参加しやすい仕組みと、女性が働きやすい環境に着目した取組によって、女性の継続的な生産活動を可能にした。コミュニティ内の地位や、技術及び経験値によらず、誰でも意思があれば登録し、研修を経て組合メンバーとなることができる。その後も定期的な技術研修と個人のレベルに合わせた役割分担で、スキルアップが可能である。また、基本的に出来高制を導入し、個人の都合に合わせて勤務時間を選べる他、水道やトイレの設置等清潔で明るい作業場にすることで女性が働きやすく、また働きたい労働環境に整備した。

その結果、裨益者個人・その家族(特に夫)・周辺コミュニティの 3 つのレベルにおいてインパクトが確認された。まず、受益者のレベルでは、定期的な現金収入が得られるようになり、水洗トイレや水道の設置、冷蔵庫の購入等家庭の生活水準が向上している。また、家族の食費や子供の教育費を自分の収入から支払えるようになったことや、自らの技術が向上したことは裨益者の自尊感情を高める効果につながった事例がある。参

³⁶ JICA(2013)「キルギス国 JICA 国別分析ペーパー」

³⁷ JICA ウェブサイト ジェンダー視点を取り入れた好事例(商業・観光 キルギス)
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/practice/commerce.html>

加した女性の家族(夫)に関しては、当初は OVOP 組合への参加に反対していた夫が、女性が収入を得るようになると、仕事や研修のために外出することに好意的になったという変化の事例が多数見受けられた。さらに、原料の調達や販売、生産作業、家事の手伝い等、夫が直接的・間接的に女性の生産活動に協力的になった具体例も確認されている³⁸。

周辺コミュニティにおいては、評判の拡大によって組合メンバーが継続して増加している。2011 年の開始時には 64 グループ 550 名だった組合メンバーが、2019 年には 260 グループ 2,300 名まで増加しており、その 66%は女性である³⁹。近年では若い女性の参加者も増えており、地域産業の活性化及び労働機会の創出に寄与している。

キルギス経済省及びイシククリ州政府は、同プロジェクトが女性の参画による地域経済活性化に貢献しており、その意義は高いと評価している。

OVOP フェーズ 2 の際に公益法人 OVOP+1 を設立し、市場ニーズ調査や品質管理、加工技術の開発、流通網の確保などを行っていることで、活動の持続性が担保されている。また、OVOP フェーズ 3 は他州展開を目的に各州の特性をいかした運営体制の構築や特産品をいかした商品開発が進められている。商品開発においては、その地域で活動する団体、他ドナー、NGO 等関連機関との連携が図られている。

またキルギス 3 州における「林産品による地方ビジネス開発プロジェクト」(2015 年～2019 年)では、OVOP アプローチ⁴⁰を応用した果物やハーブ等の加工品ビジネスの支援が実施された。キルギス環境森林保全庁は、本プロジェクトの裨益者の 80%は女性であり、女性の参画促進による地方経済活性化に貢献していると評価している。このように、プロジェクトのアプローチや成果は、他の援助機関との連携をしながら継続的に他州へ波及効果をもたらしている。

以上のことから、OVOP フェーズ 1～3 は OVOP 活動への女性の参画を通じた女性の経済的エンパワーメント促進という点で、「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点課題の 1 つである「政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上」に貢献している。また、定期的に実施される技術訓練やセミナー、販路開拓の取組は「女性の潜在能力を引き出す」成果にもつながっている。

【事例 2】ケニアの男女共同参画の視点に立った農業分野における日本の支援の成果

ケニアでは、農業が国内総生産(GDP)の 24%、輸出の 65%、総雇用の 60%を占める重要な産業であり、Vision2030 にも経済発展の柱に掲げられている。一方で、農

³⁸ 評価チームによる OVOP 組合員からの聞き取り(2019 年 10 月 8,9,10 日)

³⁹ OVOP 組合の男女比は、蜂蜜組合の男性 800 名が組合員として存在するため、組合全体では男性 34%、女性 66%となる。養蜂はキルギスの伝統的に男性の役割である。一方で他の生産品については女性の生産者の方が多く、例えばフェルトの生産者は女性が 99%を占める。

評価チームによる OVOP フェーズ 3 からの聞き取り(2019 年 10 月 10 日)

⁴⁰ OVOP アプローチとは、①生産のためのグループ、生産拠点、②地域販売所、③商品のブランドを認定する委員会、④ブランド認定された商品を扱う商社の機能を備えた組織、⑤ショールームやビジネスマッチング等販売促進機能を備えたブランドショップ(OVOP センター)を設立し、地場産業振興を図ること。

業人口の 75%は小規模・零細農家であり、生産性の低さが課題となっていた⁴¹。そんな小規模・零細農家では、農作業の70～80%を女性が担っている一方、家庭内の意思決定や家計管理、農業技術等研修への参加、融資や農業投資財へのアクセスは男性に偏っており、結果的に効率的な家族農業経営が困難な状態であった。また、文化的に女性が家事や育児等再生産活動の大部分を担っており、過重労働を強いられていた⁴²。

それに対し、JICA は「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」(2006 年～2009 年、SHEP フェーズ 1)、「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト」(2010 年～2015 年、SHEP UP)及び「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト」(2015 年～2020 年 SHEP PLUS)を実施。ジェンダー主流化の研修を取り入れ、小規模園芸農家の経営の効率化、生産性と所得の向上に取り組んだ。また、SHEP フェーズ1によって男女共同参画型による農家経営の推進が、農業生産性の向上や生活改善に貢献したことが確認されたため、JICA はその知見をいかして「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」(2014 年～2017 年、PEGRES)を実施。園芸農家以外の小規模農家への適用を目的とした「ジェンダー主流化パッケージ」⁴³を開発した。

SHEP フェーズ 1、SHEP UP、SHEP PLUS では、女性の研修参加や夫婦共同の家計管理の奨励や、ジェンダー分析ツール⁴⁴を使用した再生産活動(家事労働)を含む労働の負担を可視化した上でよりよい農場経営のための改善案を農家間で議論させる等様々なジェンダー視点に立った取組が行われた。研修後の実践には強制力を持たせなかったが、対象農家は自らその効果に気付き、農家経営の夫婦協働化や夫婦間の役割分担・作業効率の見直し等、男性の意識及び行動変容の事例が多数発現した⁴⁵。結果的に、経営の改善と作業効率向上によって、SHEP UP では 13,800 軒の農家が平均 1.8 倍の所得向上を達成している⁴⁶。SHEP PLUS 対象地域の 1 つであるキリニヤガカウンティ⁴⁷の農村における聞き取り調査では、対象農家は得た収入を電気やガスの導入、より良い建材の購入等生活環境の改善や子供の教育費に充てるだけでなく、市場へのアクセスを可能にする車やバイクの購入、新たな家畜の購入とその小屋の設

⁴¹ JICA(2011)「ケニア国 JICA 国別分析ペーパー」

⁴² JICA ウェブサイト ジェンダー視点を取り入れた好事例(農林水産 ケニア)

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/practice/agricul.html>

⁴³ 「ジェンダー主流化パッケージ」とは、男女共同参画の農家経営を推進していくために、小規模農家支援事業において、ジェンダーの視点から実施していくべき一連の活動群、及びそれらの活動の実践にあたって必要な研修モジュール、チェックリスト、マニュアル、ガイドライン等の実践ツールを取りまとめたもの。

出典: JICA (2013)「事業事前評価表 要約版(ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト)」

⁴⁴ 裨益者である男女の生活形態や関係性を明らかにし、その結果として直面している課題を分析するツール。具体的には、男女別に日常的な生産活動や再生産活動への従事状況を明らかにする「アクティビティ プロファイル」や、男女別に一日の活動状況を洗い出す「デイリー アクティビティ プロファイル」などがある。

出典: JICA「農業・農村開発とジェンダー 教材」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdu2c-att/material_all.pdf

⁴⁵ 評価チームによる SHEP PLUS からの聞き取り調査(2019 年 10 月 17 日)

⁴⁶ SHEP PLUS パンフレット

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/practice/agricul.html>

⁴⁷ ケニアの地方行政区のこと。ケニアでは 2013 年に 8 つの州が解体されて以降、47 カウンティが第一級行政区画となっている。

置等，農業投資に使用する事例も明らかとなった。また，労働の分担による疲労感の軽減や家族との時間の確保等生活への満足度に関する意見も数多く上がった。その他，女性が家庭での意思決定権を持つようになったことが，地域社会の意思決定への参画につながっており，農民組織のメンバーやリーダーに選出された事例もある。これらの成果に対し，ケニア農畜水産省(MoALF)及び現地調査を実施したカウンティ農業局は，ジェンダー主流化に関する一定の理解と知識は有しているものの具体的な実践方法が見出せていなかった同省において，SHEP PLUS 及び PEGRES はジェンダー主流化アプローチの実践方法をもたらし，結果的に対象地域における裨益効果の拡大につながったことを評価している。

また，SHEP PLUS の研修に参加した農家が，得た知識や技術を参加していない農家に広めた事例⁴⁸や，カウンティ農業局職員がプロジェクトの活動を通して，個人的にも家庭での役割分担を見直したという行動変容の事例，さらに公私ともにジェンダーに関する話題を議論に挙げることにより抵抗がなくなったという意識の変化などプロジェクトの波及効果も確認された⁴⁹。

以上のことから，SHEP フェーズ 1，SHEP UP，SHEP PLUS 及び PEGRES は，農林水産分野において男女共同参画の視点に立った取組を通じた生産環境の改善に貢献しており，「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点課題「女性の潜在能力を引き出す」成果にもつながっていると見える。

(4) 結果の有効性まとめ【A:極めて高い】

本節では，検証項目を(1)インプットとして日本の ODA 実績額，(2)アウトプットとして投入の結果生み出された支援の成果，(3)アウトカムとして当該政策の重点課題に対する短・中・長期的効果の 3 つに設定し，ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の政策に基づいて実施されてきた支援の有効性を検証した。すべての検証項目において極めて大きな効果が確認されており，A:極めて高いと判断する。

(1)については，評価対象期間の ODA 実績額を検証し，ジェンダー案件が支出金額，ODA 全体に占める支出総額の割合ともに増加していることを確認した。(2)については，インプットがジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる政策の下に公約された支援額及び裨益人数を達成していることを確認した。また，インプットは当該政策の重点課題解決のために支援が実施されていることも明らかになった。(3)について，確認できた範囲では，3 つの重点課題に対する成果が発現しており，被援助国の開発課題にも貢献している。ただしアウトカムに関しては，全てのジェンダー案件の成果が公開されているわけではないことや，ジェンダー課題に対するインパクトが把握されていない案件も存在することに留意する必要がある。

⁴⁸ 評価チームによるキリニャガカウンティ合同庁舎 からの聞き取り調査(2019年10月17日)

⁴⁹ 評価チームによるムエアサブカウンティ合同庁舎 からの聞き取り調査(2019年10月17日)

3-1-3 プロセスの適切性

本節では、(1)政策策定プロセス、(2)政策に基づくODAの実施プロセス、(3)モニタリング・評価、(4)パートナー連携、(5)情報公開・広報について分析・評価し、プロセスの適切性を検証する。

(1) 政策策定プロセス

2015年の「開発協力大綱」策定に対応する形で、外務省ではその分野別政策である「GAD イニシアティブ」の後継政策を策定することとなった。外務省は、「女性の活躍推進のための開発戦略」発表のインパクトを最大化し、ジェンダー主流化・女性のエンパワメントを促進させるべく、G7 伊勢志摩サミットを発表の機会と定めて、政策策定を進めた。「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定プロセスは図表 19 のとおりであった。

図表 19 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定プロセス

時期	内容
2015 年度初旬	「GAD イニシアティブ」の後継政策のコンセプト検討開始、外務省内(政策課、国際協力局国別担当、課題担当など)及び JICA 等と意見交換
2015 年 11 月	「女性の活躍推進のための開発戦略」の概要作成(外務省内関係課室、外務省内幹部、外務大臣による確認手続き)
2015 年 12 月～ 2016 年 3 月	関係省庁(内閣府・文部科学省・財務省)、JICA、有識者、市民社会等から個別に意見聴取を実施。
2016 年 3 月～	「女性の活躍推進のための開発戦略」の本文作成
2016 年 5 月	G7 伊勢志摩サミット開催時期に合わせて発表

出典：外務省からの聞き取り調査を基に評価チーム作成

政策発表の時期を定め、約 1 年かけて広く有識者、関係省庁や市民社会などから意見を聴取し、内容を検討したプロセスはおおむね適切であったと考えられる。ただし、「GAD イニシアティブ」策定時と異なり、外部者を含む懇談会の設置がなかった。次期政策策定時には、国際的論調との整合性をさらに高め、日本の強みを打ち出せる政策策定とするためにも、外部有識者や市民社会の知見を活用できる懇談会等の機会を早期段階から設置することを提言する有識者の意見もあった⁵⁰。

また、2013 年に実施された外務省 ODA 評価「ジェンダー平等政策・制度支援の評価」において、「GAD イニシアティブ」の基本的アプローチ及びサブアプローチ構成に関し、性格の異なるアプローチの混在や論理的なつながりに課題があることから、その見直しが提言されていた。これに対し、同開発戦略では、日本がジェンダー課題解決にむけてどのようなアプローチを採るべきかという観点で整理されており、提言に対応されていることが確認できた。

(2) 政策に基づく ODA 実施プロセス

(ア) 政策の国別開発協力方針などへの反映状況

⁵⁰ 評価チームによる有識者からの聞き取り調査(2019 年 11 月 26 日)

政策の実現に向けて、被援助国に対する国別開発協力方針や事業展開計画などにジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策に沿った取組がどの程度記載されているか、在外公館アンケート調査結果から分析を行った。

図表 20 に記すとおり、任国政府のジェンダー課題優先度に比例して、日本の取組方針に記載される傾向がみられる。また、50 公館においてはいずれかの文書にジェンダー課題対応に関する記載があると報告されている。

図表 20 任国政府の開発方針におけるジェンダー課題優先度別の記載状況

ジェンダー課題優先度	記載あり*注2	記載なし	合計
高い	16	2	18
やや高い	22	8	30
普通	8	7	15
低い	3	3	6
優先度不明	1	5	6
小計	50	25	75

注 1: 有効回答 75 公館

注 2: 国別分析ペーパー, 国別開発協力方針, 事業展開計画, その他文書のいずれかに記載がある公館数

出典: 在外公館アンケート調査を基に評価チーム作成

ODA 実施機関である JICA においては、「課題別指針:ジェンダー」を 2009 年に発行しており、これに基づいて ODA 事業のジェンダー主流化に取り組んできた。2014 年には JICA の協力指針「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を発表。また、2016 年には SDGs ゴール 5 達成にむけた JICA の取組方針を策定している。

JICA は 5 年ごとに中期目標を発表しており、第 3 期中期目標(2012 年度～2016 年度)では、ジェンダー主流化に取り組む方針が記されている。続く第 4 期中期目標(2017 年度～2021 年度)では、あらゆる段階でジェンダー主流化を促進させること、及び数値目標(40%、金額ベース)を設定している。

(イ) 政策実施体制の整備・運営状況

(a) 外務省の実施体制

外交政策全体のジェンダー主流化を図るため、2014 年に、総合外交政策局女性参画推進室が設置された。同室は、主に国連女性の地位委員会、UN Women との連携、国際女性会議 WAWI、国際連合安全保障理事会決議(UNSCR)1325 号などを担当している。ODA に関しては、国際協力局地球規模課題総括課にジェンダーを担当する職員が 1 名配置され、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策策定及び情報収集・発信のフォーカルポイントとなっている。

外務省本省の関係局・課及び ODA タスクフォース⁵¹が設置されている全在外公館(2019 年 10 月時点 105 公館)には、ODA ジェンダー担当官が 1 名任命されている。

⁵¹ 評価チームによる在外公館(キルギス)での聞き取り調査(2019 年 10 月 7 日)。ODA タスクフォースの開催頻度は特に決まっておらず、現地の状況に応じて開催されている。

ただし、ODA ジェンダー担当官任命の指示は 2005 年に発出されたため⁵²、それ以降に設置された在外公館では任命されていないケースがあることも確認された⁵³。尚、ODA ジェンダー担当官は、ジェンダーを専門に担う役職ではなく、既存の業務分掌に加え、ジェンダーに関する業務を兼務する体制となっている。

在外公館内で ODA ジェンダー担当官について周知されていると認識しているのは 46 公館(74 有効回答中、約 6 割)であった⁵⁴。2016 年に「女性の活躍推進のための開発戦略」が発表された際、本省から在外公館へ、公電による通達が行われており、キルギス大使館では、通達の際、ODA ジェンダー担当官の役割一覧も同時に配布されたことから、公館内の認識強化につながったと評価されていた⁵⁵。

現在は ODA ジェンダー担当官のみを対象とした特別なジェンダー研修は実施されていない⁵⁶。在外公館アンケート調査において、ODA ジェンダー担当官が規定の役割をさらに遂行するために望ましい措置として、本省からの明確な方針・指示(75 有効回答中 49 件)に次いで 2 番目に、ODA ジェンダー担当官に対するジェンダー研修(同、44 件)が挙げられている。また、予算や人員には制限があり、さらなる支援強化のためには、専門官の配置が望ましいと言った意見もあった。一方で、外務省は 2013 年～2018 年の間に、ジェンダーをテーマにした「現地 ODA タスクフォース遠隔セミナー」を述べ 4 回開催し、外務省本省・在外公館・JICA より、延べ 187 名が参加している⁵⁷。

(b) JICA の実施体制

JICA では、企画部(参事役含め 2 名)、社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室(室長、副室長を含めて全 6 名)を中心に、JICA の実施する ODA 事業における⁵⁸ジェンダー主流化を促進している。実施体制図を図表 21 に記す。上記推進室を支援するために、ジェンダーを専門とする国際協力専門員を 2 名配置し、専門的知見からの助言を常時得られる体制としている。また、各部署にジェンダー責任者 1 名及びジェンダー担当者 2 名(男女各 1 名)を任命している。年次責任者会議、担当者会議を開催し、ODA 事業及び JICA 組織におけるジェンダー主流化の方向性や年次の重点取組などについて周知し、ジェンダー担当者から部内に情報共有される体制としている。

⁵² もともとは 1992 年に WID 担当官として設置され、2005 年に呼称が変更となった。

⁵³ 在外公館アンケート調査回答より

⁵⁴ 在外公館アンケート調査回答より

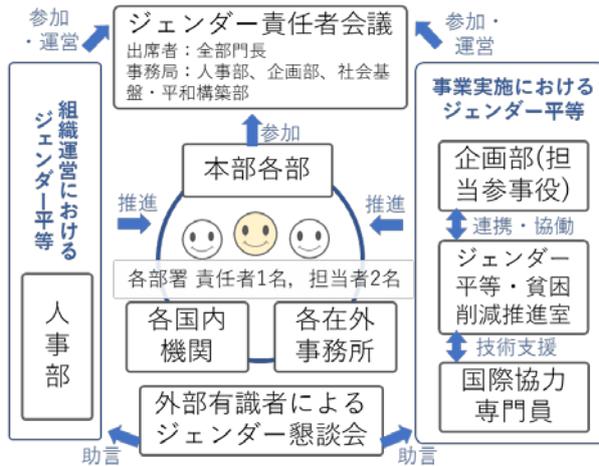
⁵⁵ 評価チームによる在外公館(キルギス)での聞き取り調査(2019 年 10 月 7 日)

⁵⁶ 評価チームによる在外公館(ケニア)での聞き取り調査(2019 年 10 月 14 日)。外務省において赴任前研修が行われ、その中に地球規模課題総括課からのジェンダーに関するセミナーが含まれていたとのこと。

⁵⁷ 外務省提供資料による。2014 年 3 月午前・午後 2 回開催、延べ 109 名受講、2016 年 9 月に午前・午後 2 回開催、延べ 78 名受講。また、外務省によると、次回現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーのテーマはジェンダーを予定しているとのこと。

⁵⁸ JICA の組織におけるジェンダー主流化については、人事部が担っている。

図表 21 JICA におけるジェンダー主流化実施体制



出典：聞き取り調査を基に、評価チーム作成

JICA の業務運営上の重要事項を審議し、報告する理事会でも、ジェンダー主流化の取組方針や進捗につき毎年審議されている。その他、外部有識者によるジェンダー懇談会⁵⁹や課題別支援委員会を通じて ODA 事業におけるジェンダー課題への取組について助言を得ている。

さらに JICA は、上記推進室が中心となり、職員向け及び開発協力関係者向けにジェンダー研修を通年で行い、事業実施におけるジェンダー主流化に向けた能力強化に努めている。2018 年度は、44 回の研修等を開催、受講者は延べ

1,000 人を超えている⁶⁰。

(ウ) 案件形成から事業実施のプロセス

(a) 在外公館 ODA ジェンダー担当官の業務遂行状況

在外公館アンケート調査回答によると、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に資する案件をさらに効果的に実現するためには、他援助機関との協力(75 有効回答中 45 件)や、協力方針・事業計画へのジェンダー取組に関する記載(28 件)、ODA 実施関係者の能力強化(23 件)が必要と考えられている。

また、在外公館アンケート調査から、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる支援に有効な援助形態は、草の根無償資金協力、技術協力(75 有効回答中それぞれ 47 件)、国際機関への拠出(46 件)、と考えられていることが明らかになった。その理由として、「専門的知識を有する国際機関や NGO への拠出や連携が効果的」、「現地事情の分析・把握が重要であり、現地で活動する NGO や国際機関との連携が望ましい」などの意見があった。

有効な援助形態として円借款(2 件)、無償資金協力(9 件)を選んだ公館は少なかったが、ジェンダー案件を促進するため、「好事例の共有が有益」「ジェンダー平等を主目的としない案件(無償資金協力など)実施においてもジェンダー平等への貢献を必須事項とするべき」、「インフラ整備事業はジェンダー中立とみなされてきたが、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に寄与した好事例もでており、積極的にジェンダーの視点をインフラ案件に反映させることが必要」といった意見もみられた。

⁵⁹ JICA からの聞き取り調査によると(2019 年 11 月 28 日)、1996 年に始まったジェンダー懇談会は、役割を見直すべく 2018 年度で廃止。2019 年は課題別支援委員会のみ設置されているが、定期開催はされていないとのこと。

⁶⁰ 評価チームによる JICA からの聞き取り調査(2019 年 11 月 28 日)。尚、JICA(2019)「2018 年度業務実績等報告書」によると、2017 年度の研修は 6 回、延べ 43 名、が参加している。

(b) 案件形成におけるジェンダー主流化取組

在外公館、JICA 在外事務所などで構成される現地 ODA タスクフォースは、被援助国政府から日本政府に提出される支援要請書の審査を行っており、ジェンダーに関する項目も含まれている⁶¹。

ODA タスクフォースで審査された支援要請書は、外務省及び JICA において再確認される。JICA 内の検討プロセスにおいては、採択可能性がある案件に関しては、JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室にも回付され、ジェンダーに関する取組内容を確認し、助言を付している。一方で、助言への対応は義務ではないことから、その適用状況は予算制限や担当者の意識などによって異なっている。助言に沿って、ジェンダー課題へ取り組む案件もあれば、女性の参加率のみに留意している案件もあるなど、助言への取組には幅があるこのことである⁶²。

尚、上記推進室は、確認対象案件を、金額や援助形態に関わらず、JICA の実施する全ての案件(民間連携や草の根技術協力事業など)に拡大してきた。ジェンダー視点をあらゆる段階(計画、実施、モニタリング)で組み込むための働きかけを確実にするため、年間延べ 900 程の案件書類を確認し、ジェンダー主流化を推し進めている。

(c) 事業実施期間中におけるジェンダー主流化取組

JICA 関係者によると、ジェンダー平等・貧困削減推進室によってジェンダー主流化のための手引書や好事例などの情報が、JICA 内部向けウェブサイトにて整備されてきており、相談窓口としてジェンダー平等・貧困削減推進室が機能していることから、業務遂行環境は整っていると評価されている⁶³。一部にはジェンダー案件にすることで調査や分析に関する業務などの負担が増えるという受け止め方も残るという意見もあった⁶⁴。しかしながら、職員の大半は「ジェンダー平等の視点、活動は当たり前」、「ジェンダー平等を考慮したほうがよい成果につながる」という認識は広がりつつあると回答している。

面会者からは、ジェンダー主流化に関し、声高に主張があった 90 年代に比較して、ジェンダー主流化が「当たり前化」し、ジェンダー課題について深く意識せずに案件を行っている可能性もあることから、改めてジェンダーに関する取組を見直す時期にきているのではないかとこの意見も聞かれた。

(3) モニタリング・評価

外務省では、主に支援約束の実施状況の確認を通じて、政策モニタリングを行っている。外務省は、経済協力開発機構(OECD)への定期報告(実施案件名、分野、金額などの情報が記される)を行っており、同情報を基に、支援約束に対する進捗確認は定期的に行われる。また、裨益人数などの支援約束に対するモニタリングは、実施中の案件に

⁶¹ ジェンダーに関する項目のみでなく、環境社会配慮や貧困削減へのインパクトなど、様々な観点での評価が行われる。

⁶² 評価チームによる JICA 聞き取り調査(2019 年 9 月 18, 20 日, 24 日)

⁶³ 評価チームによる JICA 聞き取り調査(2019 年 9 月 19 日, 20 日, 10 月 2 日他)

⁶⁴ 評価チームによる JICA 聞き取り調査(2019 年 9 月 20 日, 10 月 3 日他)

対して数値情報の提供を依頼し、実施されている⁶⁵。しかし、支援約束の確認のみでは、本来政策に記されている重点課題への取組に対し、どの程度達成できたかという評価の側面では部分的である。

政策実現に向けたモニタリングを効果的に実施するためには、目標値や行動計画の設定が求められるが、「GAD イニシアティブ」、「女性の活躍推進のための開発戦略」ともに、政策に掲げるビジョン・重点課題に対して、具体的な目標や行動計画が策定されていない⁶⁶。これは OECD-DAC 開発協力対日相互レビュー(2014 年)の指摘事項でもある。

ODA 実施機関である JICA では中期目標においてジェンダー案件実施割合の目標を高く定め⁶⁷、案件実施のあらゆる段階において助言を行うなど、きめ細かい対応を行うことで、目標達成に向けて取組んでいるとのことである⁶⁸。

(4) パートナー連携

在外公館アンケート調査によると、ジェンダー案件の実施をさらに推進していくために、援助機関との連携が重要であるとの回答が過半数(75 有効回答中 45 件)であった。これに関し、ジェンダーに関するドナー間の定期会合、不定期会合などの機会があるのは 48 公館で、その内 38 公館は、毎回、若しくは 2-3 回に 1 度程度、これら会合に参加しているとの回答であった。

こうしたコミュニケーションの結果、実際に行われた連携事例は、案件の協力実施(33 件)が多い。具体的な連携のパートナーとしては国際機関(43 件)、現地 NGO(29 件)が多いことが確認された。

(5) 情報公開・広報

(ア) 日本国内及び国際社会における情報公開・広報

日本国内の情報公開について、外務省発行の政府開発援助(ODA)白書や、JICA のジェンダー主流化推進年次報告書を通じて、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野 ODA に関する情報を開示している。国際社会に対しては、上述の ODA 白書の英語版や、OECD-DAC への日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野の ODA 実績の定期報告(OECD のウェブサイト上に公開)を通じた情報公開が行われている。

日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野 ODA の広報は、基本的に、外務省及び JICA が中心となって実施されている。外務省は、2014 年以降毎年開催されている国際女性会議 WAW!のようなイベントを通じた広報の他、ODA メールマガジン

⁶⁵ 例えば、コンサルタント企業の実施する職業訓練案件に関し、2019 年 2 月に JICA より依頼があり、エルマウ・サミットでの約束の達成状況報告のため、女性の参加人数についての情報提供を求められた。同様の調査はこれまでも実施されている。

⁶⁶ 途上国の女性支援(WID)イニシアティブ(1995 年)は努力目標として参考金額の記載があった。

⁶⁷ JICA 第 4 期中期目標(2017 年度～2021 年度)では、前中期目標期間(2012 年度～2016 年度)のジェンダー案件比率(金額ベース)実績値(20%)の 2 倍となる、40%を目標値として掲げた。

⁶⁸ 評価チームによる JICA での聞き取り調査(2019 年 9 月 18 日)

やウェブサイトを活用した広報を行っている。また、JICAでは月刊広報誌 mundiにおいて3月の国際女性デーに合わせた日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野 ODA に関する特集の掲載、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス (SNS) を利用した情報発信などの広報に取り組んでいる。

国際社会に対しては、2013年の国連総会一般討論演説を皮切りに、G7伊勢志摩サミットや国際女性会議 WAW! など、国際社会への影響力の強い国際会議の場を活用し、当該分野における ODA の取組を紹介している

(イ) 被援助国における広報

在外公館においては、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野に特化した ODA 広報を行う仕組みとはなっていない。そのため、特にジェンダー活動統合案件に関する広報は、ジェンダーの側面よりも主たる目的に重点を置いてなされることが多い。例えば、キルギスの OVOP フェーズ 3 は地域開発、ケニアの SHEP PLUS は農家の生計向上が事業の主たる目的であるため、両国において主たる目的の成果広報を通じ、案件に対する認知度は非常に高い一方、ジェンダー平等推進に資する成果に関しては、ほとんど知られていなかった。

しかしながら、在外公館が積極的に、ODA プレスツアーなどを企画したり、SNS などを活用したりし、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野に関連する特集記事の配信などの広報に取り組んでいることも確認された。在外公館アンケート調査回答によると、ジェンダー案件をさらに効果的に実施するためには、任国における広報の強化を通じ、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進のための支援について任国側の認知度を高め、理解を得ることが、有効だろうとの意見もあった。

(6) ケーススタディ国にみる開発協力実施・モニタリングプロセスの適切性

図表 22 に示す通り、ケーススタディ国であるキルギス、ケニア両国における日本の開発協力に係る実施体制及び事業実施プロセスはおおむね適切であるが、一部課題を残している。

(ア) 実施体制

キルギス、ケニア両国における、日本の開発協力に関わる実施体制はおおむね適切である。両国ともに ODA タスクフォースが設置され、キルギス・ケニアの援助政策や案件形成に関する協議が適切なタイミングで行われている。また、両国の日本国大使館には ODA ジェンダー担当官が、JICA 事務所にはジェンダー責任者及び担当者が適切な人数配置されている。

(イ) 実施プロセス

図表 22 の通り、キルギス、ケニア両国における実施プロセスに関しては、一部課題が確認されるものの、おおむね適切である。「女性の活躍推進のための開発戦略」は両国の日本国大使館及び JICA 事務所にタイムリーに伝達されていた。また、両国ともに ODA に関する被援助国側の窓口である担当省庁(キルギス:財務省、ケニア:財務・計

画省)と定期会合を設けるなど、継続的なニーズの把握がなされていた。

一方で、両国において日本側とジェンダー課題を扱う省庁(ナショナル・マシーナリー)との協議は確立していない。そのことも一因となって、両国の当該省庁は、OVOP フェーズ 3, SHEP PLUS を、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野における ODA の取組としては把握していなかった。

また、両国においてジェンダーに関する課題別援助機関会合などに日本は参加しておらず、両国が抱えるジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる情報収集や政策策定への参加などが限定的となっている。その結果、先方政府機関及び国際機関から、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野について日本が積極的に取り組んでいるとはみなされていなかった⁶⁹。これらの原因として、両国の日本側関係者からは、国別援助方針にジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる事項が記載されておらず、具体的な取組や優先度合いが不明確であること、ジェンダー担当関係者としての役割は基本的な業務所掌への追加業務であるため、優先度合いが下がることが指摘された。

広報については、両国ともに定期的な活動が確認された。キルギスにおいては積極的なプレスリリースを実施しており、OVOP フェーズ 3 を筆頭に地元メディアに多数取り上げられている。ただし、OVOP フェーズ 3 については、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる取組ということではなく、キルギスの重点課題である地域経済振興の一つとして報道されることが多くなっている。ケニアにおいては、2017 年に国際女性会議 WAW! のフォローアップ会議を行うなどの日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる情報発信の取組が確認された。

⁶⁹ 評価チームによるキルギス、ケニアでの聞き取り調査(2019 年 10 月 8, 9, 10, 15, 16 日他)によると、UNDP, USAID, DFID, 韓国国際協力団(KOICA)はジェンダー平等主目的案件の実施や、ジェンダー活動の義務化などの取組から、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に積極的と考えられるとのこと。

図表 22 キルギス・ケニアにおける開発協力実施プロセス

		キルギス	ケニア
実施体制	ODAタスクフォースの設置	設置している。 要望調査の段階で、ODAタスクフォースがジェンダー分類を振り分けている。	設置している。 要望調査の段階で、ODAタスクフォースがジェンダー分類を振り分けている。
	日本国大使館におけるODAジェンダー担当官の配置	1名配置している。	1名配置している。
	外務省からODAジェンダー担当官への支援	ODAジェンダー担当官の役割に係る資料が配布された。	赴任前研修に、ジェンダーに関するセミナーが含まれていた。
	JICA事務所におけるジェンダー責任者及び担当者の配置	ジェンダー責任者1名、担当者2名配置している。	ジェンダー責任者1名、担当者3名配置している。さらに体制強化のため、現地スタッフも担当者として2名配置している。
	JICA本部からJICAジェンダー責任者及び担当者への支援	ジェンダー責任者会議およびジェンダー担当者会議が例年実施されており、ジェンダーと開発分野における近年の潮流、JICA事業におけるジェンダー主流化の現状と課題や取組方針等について情報提供がある。また、現地スタッフ向けジェンダー研修も例年実施されており、同様の内容に加えて、ジェンダー分析等について情報提供がある。	ジェンダー責任者会議およびジェンダー担当者会議が例年実施されており、ジェンダーと開発分野における近年の潮流、JICA事業におけるジェンダー主流化の現状と課題や取組方針等について情報提供がある。また、現地スタッフ向けジェンダー研修も例年実施されており、同様の内容に加えて、ジェンダー分析等について情報提供がある。
事業実施プロセス	女性の活躍推進のための開発戦略発表に際する外務省から日本国大使館/JICA本部からJICA事務所への伝達	日本国大使館：伝達があった。 JICA事務所：伝達があった。	日本国大使館：伝達があった。 JICA事務所：伝達があった。
	国別分析ペーパー(JCAP)への女性のエンパワーメント推進に係る被援助国の開発ニーズ・課題の反映	2012年策定(2019年度内の改定予定)。ジェンダーに関する記載がある。	2018年策定。 ジェンダー課題に関するケニア政府の開発ニーズが反映されている。
	国別援助方針及び計画へのジェンダー視点の反映	2012年策定。2019年度のJCAP改定後、国別援助方針も改定する予定。本改訂で「保健」を新たな分野として加えるが、どのようにジェンダー課題を記載するかについては現時点では未定。	2012年策定(2020年中に改定予定)。本改訂でBig4の内容は反映させる。ジェンダー課題を個別の開発協力の柱として打ち立てる予定はないが、ジェンダー課題に対する取組は分野横断的に継続して取り組む予定。
	被援助国政府との政策協議	財務省と協議している。 ジェンダー課題に関する協力要請はなく、日本国大使館から積極的にジェンダー案件の実施を働きかけることもしていない。	財務・計画省と協議している。
	被援助国のナショナル・マシーナリーとの協議・連携	協議や連携は特に行っていない。 ナショナル・マシーナリーである労働社会開発省は、日本のODAに関する情報を把握していない。	協議や連携は特に行っていない。 ナショナル・マシーナリーである公共サービス・青年・ジェンダー省は、日本のODAに関する情報を把握していない。
	日本国大使館におけるODAジェンダー担当官の役割実践	積極的な取組は特設していない。	担当分野に関係する取組に偏りがちである。
	JICA事務所とJICAジェンダー平等・貧困削減推進室との連携	ジェンダーに関する疑問や質問は相談できる体制である。	新規案件の事業事前評価表は必ずジェンダー室のコメント・確認を受けている。
モニタリング	被援助国政府のニーズの継続的把握	財務省とのやり取りを通してニーズの把握に努めている。個別の案件に関しては、各担当省庁とやり取りをしている。	財務・計画省とのやり取りを通してニーズの把握に努めている。個別の案件に関しては、各担当省庁とやり取りをしている。
現地援助機関、ドナー機関との連携	現地援助機関、ドナー機関との協議	UN機関主催のジェンダーに関する会議が不定期に開催しているが、日本国大使館もJICA事務所も参加していない。 一方で、毎月現地ドナー・国際機関の代表者が特定のテーマについて意見交換を行う「Development Partners' Coordination Council」が開催されており、日本国大使館からも国際機関連携案件を担当している専門調査員が出席している。	援助機関によるジェンダー課題に関するワーキング・グループが月1回開催されているが、日本国大使館もJICA事務所も参加していない。ドナー機関と個別の情報共有は行っている。
広報	日本国民への広報	広報活動を行っている。	広報活動を行っている。
	被援助国国民への広報	広報活動を行っている。	広報活動を行っている。

注: Big4 とは、ケニアの第三期中期計画(2018年～2022年)に先駆けてウフル・ケニヤッタ大統領大統領が打ち出した4つの重点経済政策(「食料・栄養安全保障」、「手頃な住宅へのアクセス改善」、「製造業の振興」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」)のこと⁷⁰

出典: JICA(東・中央アジア部、アフリカ部)、キルギス及びケニアにおける日本国大使館、JICA事務所、キルギス労働社会開発省、ケニア公共サービス・青年・ジェンダー省の聞き取り調査を基に評価チーム作成

⁷⁰ JICA(2018)「ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー」

(7) プロセスの適切性まとめ【B:高い】

本節では、(1)政策策定プロセス、(2)政策に基づく ODA の実施プロセス、(3)モニタリング・評価、(4)パートナー連携、(5)情報公開・広報について分析・評価し、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にむけた日本の取組プロセスの適切性を検証した。ほぼ全ての検証項目において適切な実施が確認されており、B:高いと判断する。

(1)については有識者や他省庁からの意見聴取が行われ、おおむね適切に執り行われた。(2)については、より効果的なジェンダー案件の実現には、外務省からの明確な方針・指示や人材・予算の追加措置が必要であるものの、国別開発協力方針などへの ODA 政策の反映、政策実施体制の整備、案件形成から実施におけるジェンダー視点の組込などについて、適切性が確認できた。(3)については一部課題がある。特に、目標・指標の設定、行動計画がないことから、効果的なモニタリングを難しくしている。(4)については、国際機関や NGO との連携事例が多く報告されており、おおむね適切といえる。(5)については、特に現地広報における、日本のジェンダー課題への貢献に関する発信の強化が求められるが、G7 や G20 などの機会の活用や国際女性会議 WAW! の開催など、評価できることが多い。

3-2 外交の視点からの評価

【評価結果概要】(外交の視点からの評価)

(1) 外交的な重要性

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進は、国際社会・地域の平和・安定、および、国際約束である SDGs の達成に不可欠であり、国際的にも昨今特に注目度が高まっている。日本の当該分野 ODA は、国際社会・地域の平和にむけて、着実に取り組み、女性・女児にとって安全な地域づくりに貢献している。また、ジェンダー視点に基づくインフラ支援や、教育分野の ODA は、女性の社会サービスへのアクセス改善や、女性の教育機会の拡大に貢献している。さらに、これら取組を積極的に行い、成果を出すことは、国際的にビジネス展開をする日本企業にとって、企業の責任あるサプライヤーマネジメントの観点や優秀な人材登用などの点から、好ましいビジネス環境づくりにつながると言える。したがって、外交的な重要性は極めて高い。

(2) 外交的な波及効果

日本政府は女性が輝く社会を政策目標に掲げ、支援約束を発表し、これを着実に実施してきた。国際機関との連携による ODA や支援約束の着実な実行は、国際社会における日本のプレゼンスの向上に繋がっている。二国間関係の構築の観点からも、例えばキルギスにおいて実施されてきた、ジェンダー視点を取り入れた地域開発プロジェクトが、農村女性の雇用創出・生計向上などの高い成果を生み出しており、被援助国からの信頼獲得に貢献している。また、こうした ODA 事業は、開発途上国と日本の双方が学び合う機会にもなっている。例えば、アフリカの女性起業家への研修事業を通じた日本の女性起業家との交流は、日本の女性起業家の育成にも貢献し

ている。こうした波及効果をさらに拡大させるため、一層の広報強化が期待される。以上より、外交的な波及効果は高いと考えられる。

3-2-1 外交的な重要性

(1) 国際社会・地域の平和・安定

日本は「ODA 大綱」において「平和の構築」を重点課題と位置付け、「開発協力大綱」において、「人間の安全保障の推進」を基本方針の一つに掲げている。こうした方針に基づき、2015年には、国連安全保障理事会決議(UNSCR)1325号の国別行動計画を策定している。同国別行動計画の年次報告⁷¹からは、紛争影響下にあるスーダン、コートジボワール、ネパールなどにおいて、女性・女児にとって安全な地域づくりに向けた取組が進むとともに、女性の社会・経済活動への参加が促進されている案件事例などが紹介されており、日本が着実に貢献してきたことが確認された。

また、日本は紛争下における性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)を支持し、紛争当事国の司法制度強化や司法関係者の能力強化にも取り組んできた。例えば、アフガニスタン女性警察官に対して実施されてきた、ジェンダーに基づく暴力被害者の保護や加害者処罰に関する能力強化も着実に成果を上げており、日本の貢献が確認できる⁷²。さらに、コンゴ民主共和国、ソマリア、中央アフリカ共和国、ヨルダン、イラクにおける性的暴力の責任者訴追に向けた司法制度強化等のため、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に資金を拠出し、トップドナーの1つとして貢献している⁷³。

(2) 国際社会・地域の繁栄

2015年9月に採択された国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であり、「人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない⁷⁴」としている。また、ジェンダー不平等がもたらす経済的な損失に関しては様々な国際機関の報告書などで取り上げられてきた⁷⁵。

日本は、結果の有効性に記した通り、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかるODAの実施を通じて、ジェンダー不平等の解消に取り組んできた。ジェンダーの視点に基づき実施されたインフラ分野のODAが、女性の行動範囲の拡大を促進し、各種社会サービスへのアクセスが可能となった事例の他、経済・労働、保健、教育分野など、様々な分野においてジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進に貢献している。このような日本のジェンダー視点に基づいたODAの取組は、国際社会・地域の持続的

⁷¹ 外務省(2017-19)「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」

⁷² 外務省(2017-19)「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」

⁷³ 外務省(2019)「女性が輝く世界をつくる-日本から世界へ 世界から日本へ」第3版

⁷⁴ 出典:外務省(2015)「我々の世界を改革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」

⁷⁵ UNFPA, etc., (2015) *The Egypt Economic Cost of Gender-Based Violence Survey (ECGBVS) 2015*, UNDP (2016) *Africa Human Development Report 2016*, World Bank Group (2018) *Unrealized Potential: The High Cost of Gender Inequality in Earnings*

な成長・繁栄に貢献していると考えられる。

(3) 日本国民・日本企業の繁栄

国際化が進展する現代，企業の SDGs への取組や，取引先企業におけるジェンダー平等・人権配慮を含む責任あるサプライチェーンの管理も，企業価値判断の重要な要素となってきた。かかる潮流下，日本企業が海外展開する際に，ジェンダー平等に配慮した企業活動を行うことは，企業の持続的成長と社会的地位向上のために重要な事項であり，現地で女性が活躍できる環境が整備されていることは，海外展開を図る企業にとって有益である。

結果の有効性の項に記したとおり，日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA は，途上国の女性の教育・職業訓練機会の拡大や，女性の起業・社会進出の促進などの成果をあげてきている。すでに多くの調査・研究で，女性の雇用を含む多様性(ダイバーシティ)の確保は企業業績向上につながるということが証明されており⁷⁶，日本企業が展開先の途上国諸国において優秀な女性人材を雇用することにより，ビジネスの発展が期待される。したがって，日本の ODA により，ジェンダー平等・女性の活躍推進に取り組む環境が整備されることは，途上国の社会経済のみならず，海外展開を図る日本企業にとっても好ましく，ひいては日本経済への効果が期待できる。

3-2-2 外交的な波及効果

(1) 国際社会における日本のプレゼンスの向上

日本は，2013 年以降，支援約束の着実な実行を通じて，国際社会におけるプレゼンスを高めてきたと言える。

まず，日本は 2013 年の国連総会一般討論演説で UN Women の活動を尊重し，有力貢献国の一つとして誇りある存在となることを目指すことを約束し，UN Women への拠出額を大幅に拡大してきた⁷⁷。評価チームがケニアの UN Women を訪問した際，日本の UN Women への拠出がケニアの女性・平和・安全保障分野に与えるインパクトは大きいと，深い感謝の意が伝えられた。

また，2017 年からは日本は G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブの決定のもと，スリランカをパートナー国とし，支援に取り組んでいる。

さらに，在外公館アンケート調査からも，国際社会におけるプレゼンスの向上につながった事例や，国際機関を通じて被援助国や他ドナー国との連携が強化された事例が確認できた(Box 参照)。

Box: 国際社会，被援助国・地域との関係強化の事例(在外公館アンケート調査)

UNDP 連携無償では，災害発生時における女性の能力強化を目的とするプロジェクトを実施

⁷⁶ 経済産業省ウェブサイト「ダイバーシティ経営の推進」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/index.html>，新田堯之，中田理恵(2019)「因果推論による『なでしこ系企業』の真の実力 ～女性が活躍できると利益率は高く，両立支援があればさらに高まる～」(大和総研レポート，2019 年 12 月 5 日)，世界銀行(2012)「世界開発報告(2012)ジェンダーの平等と開発」など

⁷⁷ 2013 年に約 2 百万米ドルだった拠出金が，2018 年には約 24 百万米ドルとなっている。さらに，UN Women は 2015 年に東京事務所を設置した。

しており、対象 2 か国の閣僚から日本に対する感謝が表明され、日本の外交的プレゼンス向上に貢献している。(中南米)

UN Women との連携事業を通じて、任国の女性活躍推進に向けた日本のプレゼンスが高まり、任国政府機関及び国際機関両者から日本の取組への認知度が高まった。また、同事業を通じて、任国の女性参画推進に携わる省庁との連携が高まった(アジア)

暴力的過激派集団による被害を受けた女性及び少女に対する支援案件という、非常に緊急性の高い問題に対して、日本が国際機関と連携して効果的な支援を実施したものとして、任国政府及び国際社会から高い評価を受けている。二国間関係の強化、女性のエンパワーメントに係る日本の貢献への信頼性の向上につながったと評価できる。(アフリカ)

(2) 被援助国との関係強化

本評価のケーススタディ国であるキルギスでは、ジェンダー案件である OVOP フェーズ 1～3 を通じ、産業振興のみならず、雇用創出、さらに農村女性の収入機会の創出につながっている。同案件はその高い成果からキルギスにおいても認知度が高く、同国大統領により OVOP フェーズ 3 の現場視察(2019 年 9 月)の際には、日本の協力に対する謝意が表されている。OVOP 案件の成功要因は、ジェンダー視点を取り入れたことであり、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の取組は、日本とキルギスの二国間関係構築に貢献していると言えよう。

また、ケーススタディ国の事例のみならず、在外公館アンケート調査からも、任国政府から高い評価を得ている事例が多数確認されている(3-2-2(1) Box 参照)。

(3) 日本の繁栄への貢献

ODA は開発途上国の発展に資するものであるが、開発協力を通じて互いに学びあい、日本の社会・経済にとっての便益につながることもある。たとえば 2014 年以降、JICA と横浜市の共催で日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム⁷⁸が実施されている。この取組の結果として、アフリカの女性起業家の育成のみならず、日本の女性ビジネスリーダーの育成にも貢献している。

(4) 外交的な波及効果拡大のための広報

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる日本の ODA は、現場に根付いた支援が高い成果を生み出してきており、多くの好事例が蓄積されている。

しかし、ケニアおよびキルギスで実施された当該分野 ODA の成功案件があるものの、先方政府機関では日本がジェンダー平等に資する支援を行っていることは、ほとんど知られていないことが現地調査で明らかになった。国際的に昨今特に重要度が高まっているジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野において日本が国際社会の一員としてしっかりと取り組んでいることは、各国や国際社会に対してアピールする必要がある。今後広報を強化することにより、ジェンダー課題に対する重要な貢献者としてのプレゼンスを示すことが期待される。

⁷⁸ 外務省ウェブサイト TICAD5「横浜行動計画 2013-2017」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/files/ticadv_2013_koudou_beppyou.pdf アフリカ女性のリーダーシップ、管理、起業における能力強化を目的とした、第 5 回 TICAD(2013 年)で示した具体的な支援策の一つ

第4章 提言

(1) 日本のフラッグシップ⁷⁹的ジェンダー案件形成の試み

ジェンダー平等や女性のエンパワーメント推進を目的とした案件を形成し、それを日本の「女性が輝く社会」推進のためのフラッグシップ的事業として日本の ODA の前面に押し出す。

(2) 女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策への成果重視型マネジメントの導入

「女性の活躍推進のための開発戦略」の改定に際しては、成果重視型マネジメントの考え方を導入することにより、行動計画として具体化する。

(3) 女性のエンパワーメント推進のためのリソースの拡充と体制強化

上記の提言1, 提言2を実現するため、人材・資金面でリソースを拡充すると共に体制を強化する。

日本が「女性が輝く社会」を政策目標に掲げ、国際女性会議 WAW!で約束した開発途上国への支援を実行に移してきたことは評価できる。その努力や貢献を反映して、本評価「女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 評価」の結果は、全体として高い評価が付与されている。

しかしそれは、当評価チームが日本の「女性のエンパワーメント推進にかかる ODA」の現状を全面的に肯定していることを意味していない。というのは第一に、国際女性会議 WAW!や G7 などの機会を通じて、世界の女性のエンパワーメントを推進しようとする日本政府の試みが、この分野における日本の貢献を印象付けたという徴候を、本評価における現地調査において見いだせなかったからである。本評価のケーススタディのために訪れたキルギス、ケニアのいずれにおいても、相手国政府機関や他援助機関の現地駐在事務所の面会者から、世界の女性のエンパワーメント推進における日本のリーダーシップに関する高い評価を耳にすることはなかった。その背景として以下の点が挙げられる。

第 3-1-2 項でジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進にかかる ODA の成功事例として紹介した、キルギス共和国における一村一品運動支援や、ケニアにおける小規模園芸農民生計向上支援は、いずれも本来の目的が地域開発や農民組織強化にあって、女性のエンパワーメントは副次的効果としての位置付けに留まっている。両案件共に相手国政府のカウンターパートは、ジェンダー課題を扱う省庁ではなく、それぞれ経済省(キルギス一村一品運動)、農畜水産省(ケニア農民生計向上)である。そのため両案件ともに、女性のエンパワーメントに対する有意な効果を発揮しているにもかかわらず、これら案件の女性のエンパワーメントに対する日本の貢献について、両国政府や他援助機関の認識が低いという結果を招来したものである。これは、日本の女性のエンパワーメントに対する貢献が過小評価されていることを意味するもので、「外交の

⁷⁹ 旗艦(flagship)の意。組織の方針や哲学を大きく指し示す機能を意味している。「フラッグシップ的事業」は「看板的事業」とも言い換え可能である。

視点」から言っても残念なことである。

このように、日本の「女性のエンパワーメント推進にかかる ODA」は、国際女性会議 WAW!等における約束を果たしており、いくつか「女性のエンパワーメント」に大きく資する案件はあるものの、それらのインパクトは現地社会や国際社会において十分認識されるには至っていないと評価チームは考えている。この問題認識から、以下の提言を行う。

1. 日本のフラッグシップ的ジェンダー案件形成の試み

「女性が輝く社会」を掲げる日本が、国際社会において女性のエンパワーメント推進の旗振り役となるためには、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進分野のフラッグシップ的案件を形成し、日本の ODA の前面に押し出すことが望ましい。フラッグシップ案件は、単発の案件に留まるものではなく、日本のジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進の強みや特長を体現し、複数の被援助国で上記の強みや特長を発揮できる案件を指している。このようなフラッグシップ的案件の実施によって、被援助国においてジェンダー課題を扱う省庁等にも、現地における女性のエンパワーメントに対する日本の貢献をより効果的にアピールすることができる。また現地においてジェンダー平等に取り組んでいる他援助機関に対しても、その案件を日本の「女性のエンパワーメント推進」における貢献の主要な実績として示しながら、協力関係を築いたり情報交換を求めたりすることが容易になる。

このフラッグシップ的案件は、日本における女性のエンパワーメントの歴史的経験や、日本が他国の女性のエンパワーメントを支援してきた経験に基づいたものが望ましい。そのような案件は、その成果の有効性に関し相手国に対して高い説得力を持つと同時に、日本の強みを他国の支援と差別化することにも役立つ。

日本は男女格差指数(GGI:世界経済フォーラムによる)の順位が低い⁸⁰とは言え、歴史的には自国の女性のエンパワーメントを進めてきた経験がある。女性の権利を高めるための法・制度的な改善も重要であったが、それらに加え、キルギス共和国における一村一品運動支援やケニアにおける小規模園芸農民生計向上支援で実行されているような女性の収入向上の経験は、戦後の日本において実現した経済面での女性のエンパワーメントの過程でもあった⁸¹。その過程において、女性の生計向上に関して他国に移転可能な「生活改善運動」、「一村一品運動」、「道の駅」といった開発手法を生み出してきた⁸²。

⁸⁰ 同指数についての日本の順位は、2019 年において世界 153 か国中 121 位に止まっている。

⁸¹ 水野正己『『生活改善』と開発:戦後日本の経験から』(佐藤寛・青山温子編『生活と開発』[シリーズ国際開発第3巻]日本評論社 2005 年)第 9 章、および Hiroshi Kan Sato, "Livelihood Improvement' in Postwar Japan: Its Relevance for Rural Development Today," Mayumi Murayama (ed.), *Gender and Development: The Japanese Experience in Comparative Perspective*, Palgrave Macmillan, 2005, pp 68-84 を参照。

⁸² 生活改善運動における女性の生計向上については、水野正己「戦後日本の生活改善運動と参加型開発」(佐藤寛編『参加型開発の再検討』日本貿易振興機構アジア経済研究所 2003 年)165-184 ページを参照。一村一品運動における女性の生計向上については、猪爪範子「農産物直売所からみた農村起業のあり方」(松井和久・山神進編『一村一品運動と開発途上国 : 日本の地域振興はどう伝えられたか』日本貿易振興機構アジア経済研究所

また日本は「人間の安全保障⁸³」という視点を重視した支援を行ってきた。その中には、女性被害者が主たる対象となる人身取引対策(メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト⁸⁴等)や、ジェンダーに基づく暴力対策(アフガニスタン女性警察官支援等)、ジェンダー視点に立った防災支援など、高い成果を出しているものがある。

ここで提言しているフラッグシップ的ジェンダー案件の候補としては上記のような、日本の発展の経験や国際協力の経験にもとづく支援が考えられよう。さらに、それらの案件が共通して有している強みや特長を、日本の「ジェンダー・フラッグシップ案件」の要点として概念整理する必要がある。こういった案件をいずれかの被援助国で実施して成功したのちには、日本の「カイゼン」案件や母子手帳案件がそうであったように、その成功事例を他の開発途上国にも適用可能なモデルとして活用されていくことが期待される。それによって日本のジェンダー案件を複数の国で展開することができる。

このように、日本の発展経験や支援の経験を生かした、フラッグシップ的ジェンダー案件の形成に着手することを提言したい。

2. 女性のエンパワーメント推進にかかる ODA 政策への成果重視型マネジメントの導入

本評価報告書の冒頭で示したように、本評価は、2016 年に策定された「女性の活躍推進のための開発戦略」の改定に用いることが想定されている。上記開発戦略の改定に際しては、「成果重視型マネジメント(Result-based Management)」⁸⁵の考え方を導入することにより、行動計画として具体化することを提案する。

国際開発の分野において成果重視型マネジメントが全面的に導入されたのは MDGs が初めてである。MDGs の対象期間に世界の貧困削減が急速に進んだことから、MDGs の後継の SDGs にも数多くの数値目標が導入されている。このような経緯から、成果重視型マネジメントの意義は国際的にも共通に認識されている。ここでの成果重視型マネジメントとは、目標達成のための数値指標や取組のルール化(例えば案件実施前のジェンダー分析や、一定の条件に該当する案件へのジェンダー行動計画策定の義務化など)を具体的に明示し、実施段階中に中間モニタリングを実施したうえで、設定された期限における達成度合いを評価する管理方法を指している。日本の ODA に成果重視型マネジメントが体系的に導入されていないことは、2014 年に実施された OECD

2006 年)65-89 ページを参照。Kano は、日本の「道の駅」のコンセプトをタイに導入して女性の生計向上を図った事例を紹介している: Kazuko Kano, "Entrepreneurship and Rural Women's Empowerment: Some Japanese and Thai Cases", Mayumi Murayama (ed.), *Gender and Development: The Japanese Experience in Comparative Perspective*, Palgrave Macmillan, 2005, pp 85-116。

⁸³ 「人間の安全保障」は 1994 年に国連開発計画が提起した概念であるが、1998 年に小渕恵三外務大臣(当時)が、この理念の重視と国連における「人間の安全保障基金」の創設を表明して以来、日本の国際協力の基本的な視点として位置づけられている。

⁸⁴ 同プロジェクトは、タイにおける人身取引対策への貢献に対し、タイ政府から表彰されている。JICA (2019) 「ジェンダー平等・貧困削減ニュースレター」 Vol.7

⁸⁵ 英語では Result-based-management と呼ばれ、国連機関などで活用されている。United Nations Development Group (2011), "RESULTS-BASED Management Handbook -Harmonizing RBM concepts and approaches for improved development results at country level-"

開発協力相互レビューで指摘され、日本の ODA 全体の課題となっている⁸⁶。

第 2 回、第 3 回の国際女性会議 WAW!において、女性と女兒のための教育支援や「女性の活躍推進のための開発戦略」の重点項目実施のための支援に関する金額目標が掲げられた。この目標が達成されたことは本文で確認した通りである。このような重点項目への支援の規模に関する数値目標は既に導入されている。このような重点項目に限定した数値目標に加え、ODA 全体を対象とした数値目標も有意義である。というのは、ジェンダー課題が分野横断的課題として ODA 全体に適用されることが想定されているからである。

日本が効果的に成果重視型マネジメントを導入するにあたっては、他の援助機関の実施例が参考になる。第 2-1-2 項で詳述されているように、他のいくつかの援助機関はジェンダー主流化に関する数値目標の設定や、取組のルール化を進め、その成果や取組状況を公表している。例えば世界銀行は、被援助国毎に定める国別援助戦略にジェンダーの観点を入れることを必須としている。ADB は支援総額全体に対するジェンダー案件の割合に数値目標を定め、さらにジェンダー平等主目的案件にはジェンダー行動計画を作成することを義務づけている(上記の「取組のルール化」の例)。UNDP は、総予算の 50%以上をジェンダーに特化した活動に充てることと定めている。また米国、カナダ、スウェーデンは、全ての案件に関して、実施前にジェンダー分析を義務づけている(「取組のルール化」のもう一つの例)。

日本においては、JICA が第 4 期中期目標(2017 年度～2021 年度)において、事業の計画、実施、完了後の各段階で、ジェンダー配慮と女性の能力強化の観点から開発協力事業の適正性を確保する取組を行うことを掲げ、JICA の支援の 40%(金額ベース)をジェンダー案件にすることを数値指標として設定した。JICA の内部ではこの目標が既に用いられており、この目標達成にむけて様々な取組が行われ、ジェンダー案件実施割合は増加している⁸⁷。

このように、ジェンダー課題に関する数値目標の設定や、取組のルール化のような方法を用いて、日本の ODA におけるジェンダー課題への取組を成果重視型で管理することの実効性は高く、大きな意義を有すると考えられる。

3. 女性のエンパワーメント推進のためのリソースの拡充と体制強化

提言 3 は、提言 1 と提言 2 を補強するためのものである。提言 1 を実現するためには、ジェンダー分野における日本の発展経験や支援の経験を、多くの開発途上国のジェンダー課題に対応可能なフラッグシップ的案件として概念化することが必要となる。また提言 2 を実現するためには、成果重視型マネジメントの一環として設定されたルールを順守するため、そして掲げられた数値目標を達成するために、追加的な人員や予算と

⁸⁶ OECD (2014), *OECD Development Co-operation Peer Reviews: Japan 2014*, OECD Publishing, pp. 69-70 による。本報告書 3-1-3 プロセスの適切性の「(3)モニタリング・評価」の項も参照。

⁸⁷ JICA (2019)「2018 年度業務実績等報告書」によると 2017 年度は 55%、2018 年度は 81%を達成している。

いったリソースを要する。さらには、体制の強化が求められることになる。例えば、ジェンダ－行動計画を策定する、または全ての案件に対して実施前にジェンダ－分析を実施する、といったようなルール化を目標に掲げた場合には、それらを実行するための人員や体制が必要となる。また、被援助国・地域のジェンダ－課題や、人身取引・ジェンダ－に基づく暴力といった専門領域に詳しい、ジェンダ－専門官の採用や育成も必要となろう。例えば USAID では、被援助国に設置する現地事務所の予算規模に応じ、ジェンダ－専門の担当官を配置している。また ADB では、ジェンダ－専門の担当官が各管轄地域に配置されており、各国で案件が作成されると、必ず当該担当官がジェンダ－課題の解決に資するか否かについて内容を精査する体制を構築している。

日本は「女性が輝く社会」という政策目標を高らかに謳い、リーダーシップをとっていくと宣言している。この宣言を実行し、「女性が輝く社会」という理想を国際社会において達成するためにも、人員や予算といったリソースの増強と、それらを活用する体制の強化が求められる。

想定される提言の対応機関とタイムフレームは下図表のとおりである。

図表 23 想定される提言の対応機関とタイムフレーム

	対応・支援機関				対応期間	重要度
	本部レベル		現場レベル			
	外務省	JICA本部	日本大使館	JICA事務所		
1. 日本のフラッグシップ的ジェンダ－案件形成の試み	◎	◎	○	○	中期	◎
2. 女性のエンパワ－メント推進にかかる ODA政策への成果重視型マネジメントの導入	◎	○			中期	◎
3. 女性のエンパワ－メント推進のためのリソースの拡充と体制強化	◎	◎			短・中期	◎

注 1 対応・支援機関：◎…対応機関，○…支援機関

注 2 対応期間：短期…1～2 年以内，中期…3～5 年程度，長期…5 年以上

注 3 重要度：◎…高い，○…中程度

出典：評価チーム作成